

## 第2章 めざすべき鎌倉市の緑

### 1. 計画の基本理念

緑の基本計画では計画の基本理念を「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」と定めます。

※ 計画の基本理念は、平成8年策定の緑の基本計画と同じです。

#### 計画の基本理念設定の考え方

##### ○21世紀のまちづくりの基本目標

- ・環境の時代である21世紀のまちづくりでは、地域のもつ生活・文化などの個性をいかし、自然環境を大切にしながら持続可能な発展を図り、かつ、安全で美しい都市環境を形成していくことが基本目標となります。

##### ○鎌倉市民憲章

- ・私たちの鎌倉市民憲章では、「各地域それぞれの個性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めること」、「鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任を持って後世に伝えること」をうたっています。

##### ○鎌倉市総合計画の将来目標

- ・鎌倉市民憲章を受けて策定した「第3次鎌倉市総合計画（平成8年策定）」では、自然環境を基本にしたみどりのネットワークを広げ、地域の特性をいかしながら潤いや安らぎのあるまちをめざす、「都市環境を保全・創造するまち」を将来目標の一つに掲げ、その実現に向けた取り組みを進めています。

##### ○鎌倉市都市マスタープラン基本理念

- ・今後の都市整備の基本計画である鎌倉市都市マスタープランでは、「くらしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」を基本理念としています。

##### ○市民が主体となった緑の保全・創造

- ・都市環境を保全・創造するまちづくりでは、市民が主体となって、緑の保全や創造などの活動に自主的に関わっていくことが求められます。

##### ○緑豊かな都市環境の多様な主体による創造

- ・海と丘陵に囲まれた美しい自然と豊かな歴史的遺産を市民の共有財産として捉え、これらの資源が都市の機能と融け合う緑豊かな都市環境を、市民・市民団体・企業・行政などの多様な主体が連携・協働して創造し、育んでいくことが大切です。

##### ○豊かな歴史的遺産、山・海などの多様な自然とともにある市民と、郷土を育む鎌倉の緑

- ・豊かな歴史的遺産、山・海などの多様な自然、緑に包まれた美しいまち並み、郷土と環境に対して高い意識を持つ市民の存在が、鎌倉市の誇りであり、最大の特色です。
- ・鎌倉市の緑は、こうした郷土の資源をつくり、市民の生活環境と固有の文化を育む土台としての諸機能を果たしています。

## 2. めざすべき緑の考え方

歴史的風土の保存、生物多様性の確保、都市景観の形成などの緑の機能を踏まえて、そのネットワーク形成を図るための、緑の配置や保全・整備・緑化の方針について考え方を明らかにします。

### (1) 緑の機能

一般に、都市の緑が持つ機能には、新鮮な空気を提供し快適な環境を作り出す基本的な機能はもとより、生物多様性の確保、レクリエーション活動の場提供、都市景観形成、都市環境負荷調節、防災などがありますが、鎌倉市の場合は、これに「歴史的風土保存の機能」を加えることができます。

#### 1) 歴史的風土保存の機能（歴史文化を守る緑）

- 社寺・史跡・遺跡等の歴史文化遺産は、庭園や境内の樹木、周囲の自然環境などの緑と一体性を持つことで親和感が増大し、その存在価値が高まります。
- 鎌倉市には、古代から近世までの歴史文化遺産が濃密に分布していますが、同時にこれらの遺産と結びついた緑が広がりを持って存在しています。
- 特に鎌倉地域を中心とする区域は、周囲の自然環境が歴史文化遺産を包み込んで普遍的価値を有する古都の歴史的風土を形成しており、このような形で鎌倉市の緑は歴史的風土の保存に機能しています。

■光明寺の裏山からの景観



遠くは稲村ヶ崎。古都を代表する景観の一つです。

#### 2) 生物多様性<sup>\*1</sup>の確保の機能（生き物を育む緑）

- 緑は、様々な生物の生息生育の基盤を形成することで生物の多様性を維持し、生態系<sup>\*2</sup>の保全・回復に寄与します。
- 緑と生物の関係では、緑の規模が大きく、自然環境が多様であるほど、生物の多様性が高まります。特に、水系環境の存在と複雑な林縁の効果によって、生物の多様性が高まることが確認されています。
- 鎌倉市には、まとまりのある丘陵樹林地に加えて谷戸・川・海岸線の多様な自然環境が分布しており、こうした変化のある緑の存在が豊かな生物を育て、生物多様性の確保に機能しています。

■鎌倉市に生息する生物



ムクドリ\*



オオタカ\*



ニホンヒキガエル



サワガニ\*

(\*の写真提供：岩田晴夫様)

<sup>\*1</sup> 生物は、進化の過程で、様々な環境に適応し、他の生き物と関わりながら多様に分化しています。生態系は、地域の特性に応じて、多くの生物種が、複雑なバランスの下で共存することによって、成り立っています。この多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。(詳細の説明を資料編の「用語の説明」に記述しています。)

<sup>\*2</sup> 「生態系」は、生物的要素(動植物)と、それを取り巻く非生物的要素(大気・土・水・太陽の光)が組み合わさった自然のシステムをいいます。

### 3) レクリエーション活動の場提供の機能（交流とふれあいを広げる緑）

- 都市公園などの緑は、散策・遊び・スポーツ・交流・自然とのふれあいなどを楽しむ市民のレクリエーション活動の場となり、市民生活に潤いと安らぎ、活力をもたらします。
- 高齢化の時代にあっては、人々の健康の維持・増進が大きなテーマとなりますが、緑と健康の関係については、緑とのふれあいや自然環境の中での活動がストレスを軽減し、疲労の回復を早めることが確認されています。
- 多くの市民に利用されている都市公園や遊歩道など、鎌倉市の緑は、このような形で利用者の健康の維持・増進や潤い・安らぎを与え、レクリエーション活動の場提供に機能しています。

■レクリエーション活動の場を提供する緑

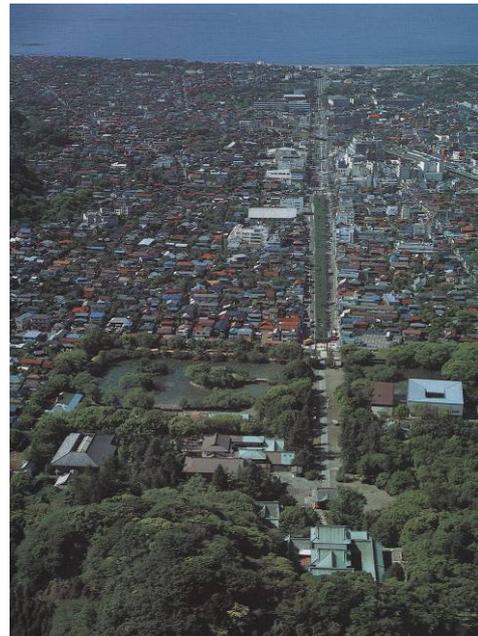


鎌倉市の緑は、これまで多くの人々に愛され、健康の維持・増進や潤い・安らぎを与えることに寄与してきました。(源氏山公園)

### 4) 都市景観形成の機能（美しい景観をつくる緑）

- 緑は、都市のシンボルや市街地の背景となって良好な都市景観の骨格をつくり、都市にまとまりと秩序を与えます。
- 都市内に緑のネットワークを形成することで、日常的に緑や身近な自然を感じられる機会が増し、潤いのある都市景観が生まれます。
- 鎌倉市の都市景観は緑と密接に結びついており、風格あるまち並みや歴史的風土、観光資源ともなる山・海の美しい風景をつくるなど、鎌倉市の魅力の向上に大きく寄与しています。
- 鎌倉市の緑は、このような形で良好な都市景観形成に機能しています。

■良好な都市景観の骨格をつくる緑



緑は、風格あるまち並みや歴史的風土、観光資源ともなる山・海の美しい風景をつくり、鎌倉市の魅力の向上に大きく寄与しています。

## 5) 都市環境負荷調節の機能（環境負荷を和らげる緑）

○都市においては、様々な活動の集積によってヒートアイランド現象<sup>※1</sup>・地球温暖化・水循環の悪化などの環境負荷が生じていますが、こうした現象に対して緑は、市街地に冷涼な空気を提供する、樹林が地球温暖化の主要素である二酸化炭素を吸収・固定する、水を蓄えて自然の水循環を回復させるなどの機能を果たしており、都市環境負荷の調節に寄与しています。

○緑とヒートアイランドの関係については、国の調査で、市街地の緑化によって気温が低下し、熱帯夜となる区域が減少することが明らかにされています。

○鎌倉市は、市域面積の約4割<sup>※2</sup>が緑地で占められているほか、相模湾の海に面しており、この緑と海の存在が都市活動によって生じる様々な環境負荷の調節に機能しています。

■図 I.2.1 緑と海的环境負荷調節機能



## 6) 防災の機能（安全を高める緑）

○緑は、災害時に樹木の蒸散作用などによって火災の延焼を防止するほか、都市公園などが人々の避難場所や復興に向けた活動の拠点となるなどの、オープンスペースとしての存在効果を発揮します。

○適正に管理された樹林地は、洪水を調節し土砂の流出を防ぐなどして、自然災害を防止しています。

○鎌倉市は、丘陵の緑によって市街地が分節され、コンパクトな市街地が形成されているほか、都市公園やオープンスペースが広域避難場所やミニ防災拠点に指定されています。

○鎌倉市の都市公園や緑は、このような形で都市の防災に機能しています。

■防災拠点としての緑



都市公園が、阪神淡路大震災の発生時に火災の延焼を防止しました。

出典：緑の都市づくり 国土交通省 公園緑地課

<sup>※1</sup> 「ヒートアイランド現象」は、経済活動や都市的土地利用の増加などにより、都市部において気温が異常に上昇する現象で、緑地の減少も大きく影響しているといわれています。

<sup>※2</sup> 平成12年の都市計画基礎調査では、本市の自然的土地利用及びオープンスペース面積は、市域面積の約43.4%を占めています。

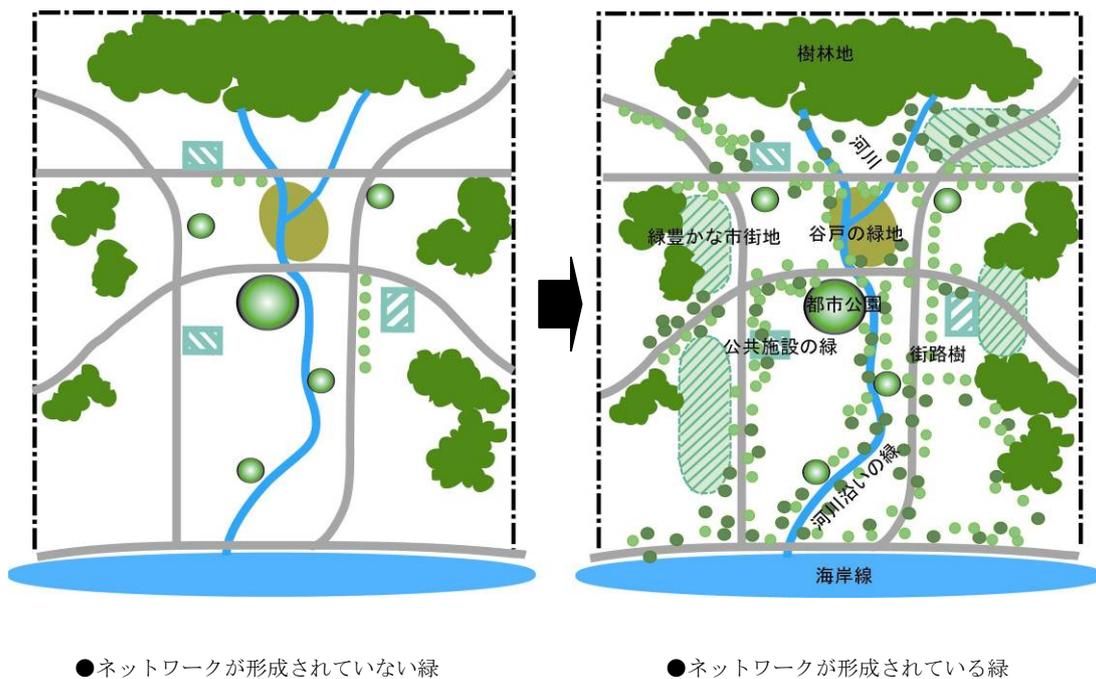
## (2) めざすべき緑の考え方

計画の基本理念を具体的な計画に結び付けていくために、緑の機能を踏まえた、めざすべき緑の考え方を次のように示します。

### 1) 緑のネットワークの視点

- 都市の緑は、小規模な緑が単体で存在するよりも、一定のまとまりを持ち周囲の緑とのつながりを持つことで、より機能が高まります。このため計画では、都市レベルの骨格的な緑から身近な生活空間の緑までの連続性を高め、都市内に緑のネットワーク形成を図ります。
- 緑のネットワークは、計画する緑の機能を効果的に発揮させるために、歴史的風土保存・生物多様性の確保・レクリエーション活動の場提供・都市景観形成・都市環境負荷調節・防災の機能別でも、その機能を持つ緑の連続性を高めて、ネットワークの形成を図ります。
- こうした考え方に立って、緑の機能を「歴史文化を守る緑」、「生き物を育む緑」、「交流とふれあいを広げる緑」、「美しい景観をつくる緑」、「環境負荷を和らげる緑」、「安全を高める緑」として、ネットワークの形成に視点を置いた緑の配置の方針を定めます。

■図 I.2.2 緑のネットワークの考え方



### 2) 緑の機能に照らした緑の配置とネットワーク

- 機能別の緑の配置の方針では、それぞれの機能から見た市域の緑の評価を行い、この評価を基に鎌倉市の都市構造や土地利用の動向、施策展開の状況などを考慮して、ネットワーク形成の基本的考え方と緑の配置の方針を定めます。
- 緑の配置の方針では、緑の持つ機能に照らして、どのような緑として保全・整備・緑化していくかのネットワーク形成に必要な方針を定めます。

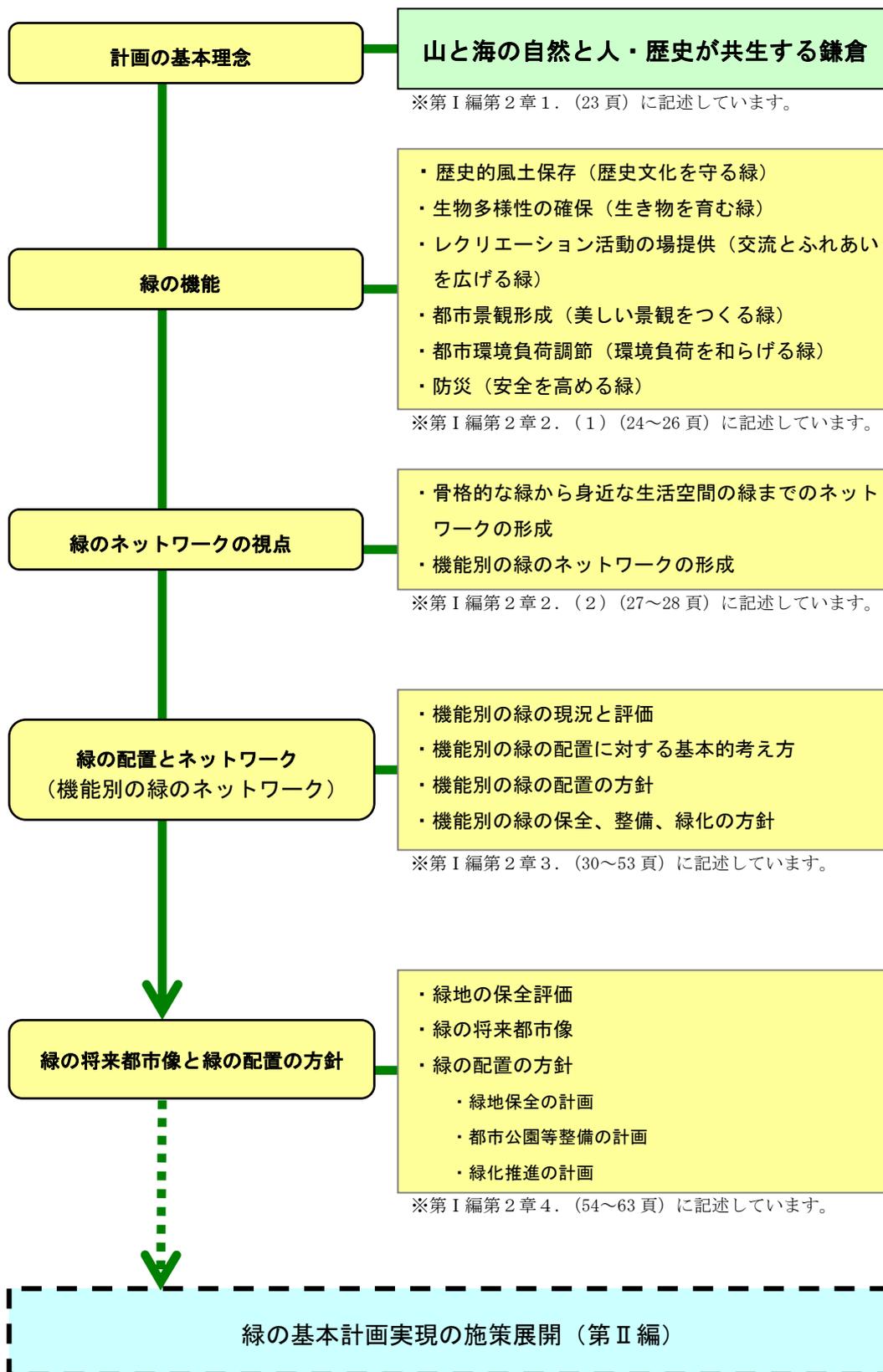
### 3) 緑の配置の方針

○機能別評価を基に緑の保全評価を行うとともに、これに沿って緑の配置の方針を相互に調整し、緑のネットワークの視点を踏まえて、鎌倉市のめざすべき緑の将来都市像と総合的な緑の配置方針を定めます。

#### ■鎌倉市の緑のネットワークのイメージ



■ めざすべき緑の考え方



### 3. 緑の配置とネットワーク

#### (1) 歴史文化を守る緑

豊かな歴史文化遺産が緑の中に融け込んでいる風土を構成する、緑のネットワークの形成を図ります。

##### ■現況と評価

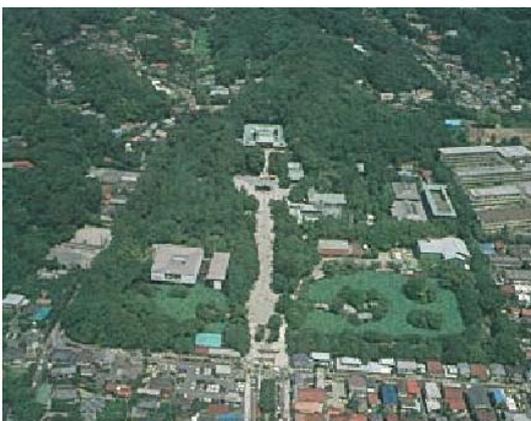
###### ○古代から、近世にかけての豊かな歴史文化遺産の存在

- ・相模湾に面し、温暖な気候に恵まれている鎌倉市は、早くから人々の生活が営まれた土地で、旧石器時代の石器や縄文・弥生・古墳時代の遺跡が市内各地で確認されています。
- ・鎌倉市は、京都市・奈良市と並ぶわが国の代表的な古都の一つであり、鎌倉時代を中心とする中世の歴史的建造物や史跡、遺跡などがコンパクトな都市空間の中に凝集し、周囲の自然環境や緑に融け込んで風格ある歴史的風土を形成しています。
- ・市域には、国指定 28、県指定 2、市指定 9、計 39 箇所の史跡が指定されており、代表的なものとして若宮大路・和賀江嶋・鶴岡八幡宮境内・永福寺跡・法華堂跡（源頼朝墓）などがあります。
- ・鎌倉市は、明治期以降多くの作家や文化人・政財界人などが居を構えた土地であり、これらの人々の旧居やゆかりの場所などが各所に見られます。

###### ○緑の評価

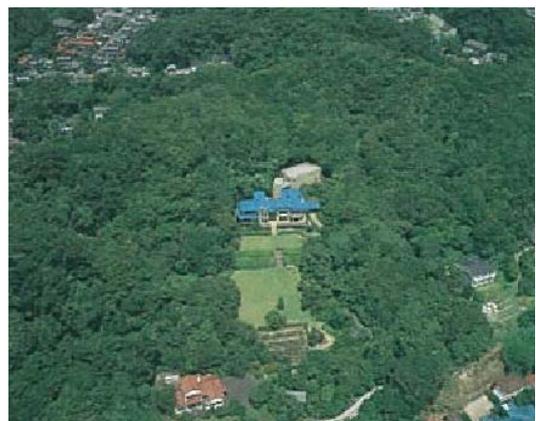
- ・市域には、各時代の歴史文化遺産と結びついた緑が数多く存在しますが、中でも、中世鎌倉の歴史文化遺産と緑が融合する古都の歴史的風土の枢要部は世界的遺産としての価値を有するものであり、その緑は歴史的風土保存の機能から見て特に重要です。
- ・歴史的風土の枢要部の周辺には、中世鎌倉の遺構を残す場所・史跡・社寺・近世を含む歴史的建造物などが分布しています。歴史文化都市としての鎌倉市の都市特性は、こうした枢要部以外の歴史的環境も含めて成立しているものであり、これらの資源と結びついた緑が歴史的風土の保存に大きく寄与しています。

##### ■鶴岡八幡宮一帯の緑

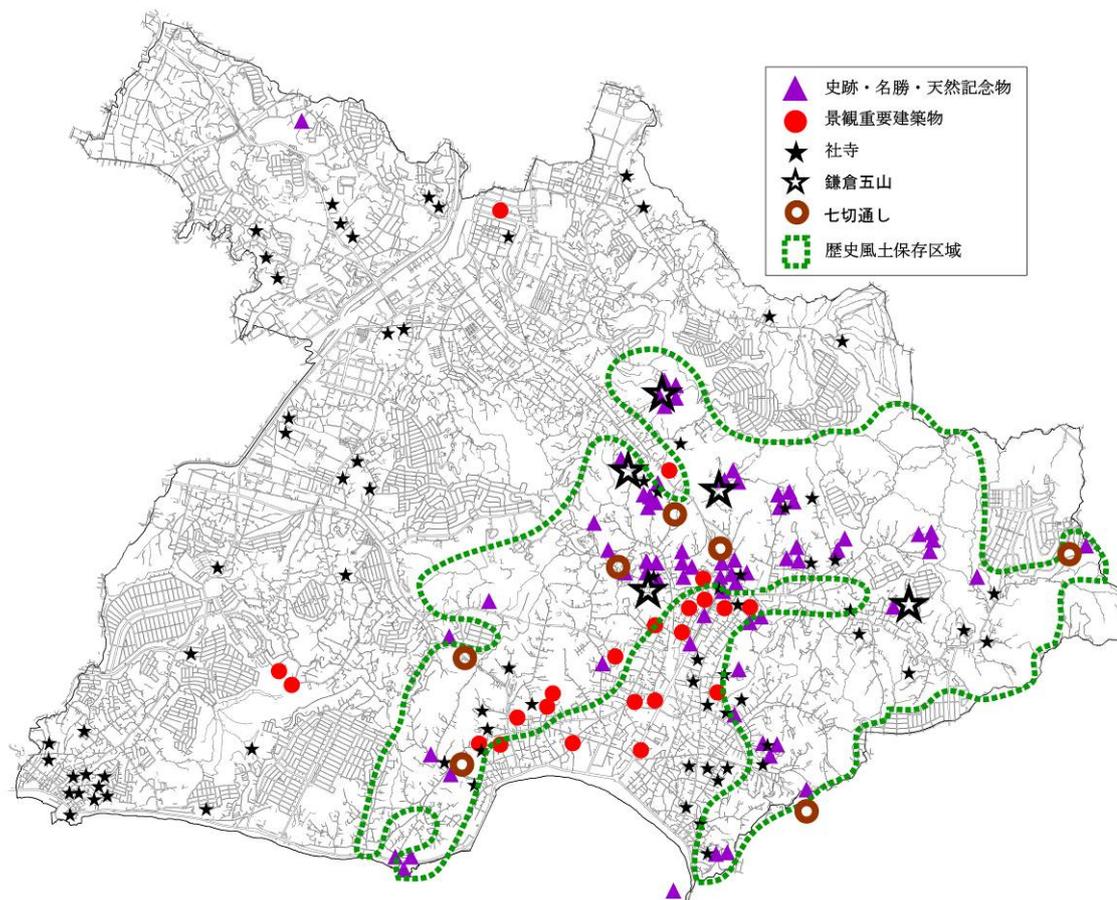


- ・中世鎌倉の中枢であった場所で、八幡宮以外にも大倉幕府跡、源頼朝の墓所などがあります。
- ・昭和 39 年に、この鎌倉の聖域ともいえる鶴岡八幡宮の裏山に開発が迫ったことから、市民の開発反対運動が高まり、これがきっかけとなって古都保存法が制定されました。
- ・周囲の緑は、歴史的風土特別保存地区として保存されています。

##### ■鎌倉文学館一帯の緑



- ・旧前田侯爵家の別邸を改築して開設した文学館で、鎌倉にゆかりの深い多くの作家の原稿などが展示されています。
- ・周囲の緑は、歴史的風土保存区域として保存されています。

■図 I.2.3 鎌倉市の歴史文化遺産の分布状況<sup>※1</sup>

※昭和 41 年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき、鎌倉市では、歴史文化遺産が凝集する鎌倉地域から大船地域にかけての 989ha が歴史的風土保存区域に指定されています。

#### ■緑の配置に対する基本的考え方

- 世界的遺産である古都鎌倉の貴重な歴史的風土を、国・県とも連携して一体的に保存し、次代に継承します。
- 古代から近世に至る歴史文化遺産と結びついた緑を保全します。
- 鎌倉市の豊かな歴史文化とのふれあいを楽しみ、学ぶことのできる緑を保全します。

<sup>※1</sup> 「鎌倉五山」は、中国の宋の五山の制度にあわせて、鎌倉の禅寺に制定した五つの寺院をいいます。第一位から第五位まで順位が付けられ、建長寺、円覚寺、寿福寺、浄智寺、浄妙寺が五山です。  
「七切通」は、極楽寺切通、大仏切通、仮粧坂、亀ヶ谷坂、巨福呂坂、朝夷奈切通、名越切通で、「七口」とも呼ばれ、山を切り崩して鎌倉と外部を結んだ交通路です。

## ■緑の配置の方針

- 古都鎌倉の歴史的風土の枢要部をなす緑の保全
  - ・鶴岡八幡宮・若宮大路の段葛・鎌倉五山・七切通・稲村ヶ崎・やぐら<sup>※1</sup>・平場<sup>※2</sup>などの歴史文化遺産が凝集する、現在の歴史的風土保存区域の緑とその周辺部の緑を保全します。
- その他の歴史文化遺産と結びついた緑の保全
  - ・古東海道に面した鎌倉の大手口にあたる腰越地域の竹ヶ谷城跡一帯や、前線陣地の山城であった大船地域の天神山城跡、搦め手にあたる出入り口であった岩瀬・今泉の緑、築港跡である和賀江嶋などを保全します。
  - ・天然の要害を利用した後北条氏の拠点であった、玉縄城跡一帯の緑を保全します。
  - ・歴史的・学術的に重要な箇所として、今後新たな文化財指定が考えられる史跡分布地の周囲の緑を保全します。
- 古道沿いの緑の保全
  - ・古東海道、鎌倉街道、六浦道、江ノ島道などの古道沿いに残る中世鎌倉の地名と結びついた緑を、沿道の史跡や遺跡とともに保全します。
- 鎌倉市の歴史文化とふれあう緑の保全
  - ・国の史跡である永福寺跡、美しい庭園を持つ明月荘・旧華頂宮邸・旧川喜多邸、歴史的風土の重要性を世界に訴えた御谷などを、鎌倉市の歴史を学び、楽しむ緑として保全します。

## ■歴史的遺産と融合した緑地の保全（高德院）



貴重な歴史的遺産と融合した緑地の保全を進めます。  
(国宝 銅造阿彌陀如来坐像 —高德院所蔵—)

## ■保全・整備の方針

- 樹林地の適正管理
  - ・歴史的風土保存区域については、国・県が歴史的風土保存計画に基づいて行う緑地の保全部管理や必要とする施設の整備、歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れなどに協力します。
  - ・その他の緑についても植生に応じた適正な管理を行って、歴史文化遺産を守る緑としての環境を維持します。
- 歴史文化とふれあう緑の保全・整備
  - ・史跡永福寺跡の史跡整備を進め、将来的に史跡公園（歴史公園）として整備します。
  - ・明月荘・旧華頂宮邸・旧川喜多邸などを、建造物と庭園が一体となった都市公園として整備します。
  - ・歴史的風土の重要性を世界に訴えた、日本のラスト運動の発祥地である御谷の緑を、歴史を学ぶ歴史公園として保全します。
  - ・かまくら景観百選<sup>※3</sup>に選定されている、明治期以降の文化資源や洋風建築、土木遺構等と一体をなす緑を適正に保全・管理し、趣きのある景観を維持します。

※1 「やぐら」は、墓所を意味する言葉です。

※2 「平場」は、切通し道の上などを削って造った兵を集める広場で、後には曲輪とも呼ばれました。

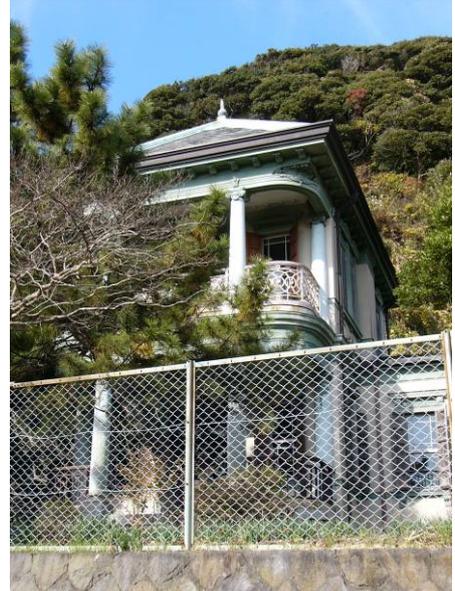
※3 鎌倉市の景観づくりの意識を高めるとともに、地域の景観資源を明らかにすることを目的に平成10年に実施した事業です。平成17年現在で、「鎌倉らしい代表的な景観」、「鎌倉の景観を構成する重要な要素」として86件を選定しています。

■ 旧華頂宮邸



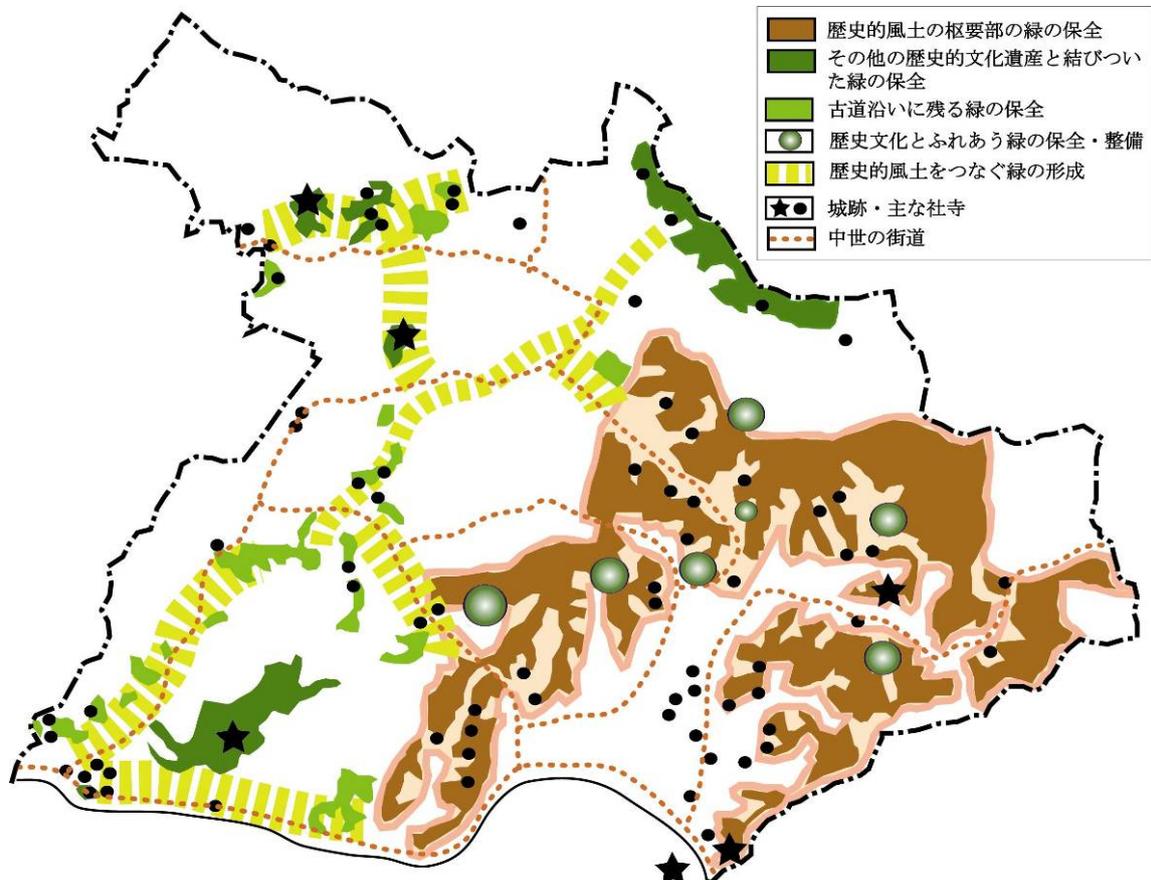
美しい庭園が歴史的建造物と一体となった空間を形成しています。

■ 鎌倉市長谷子ども会館（旧諸戸邸）



明治 41 年に福島浪藏氏邸として建てられ、大正 10 年に諸戸清六氏の所有となり、昭和 55 年に鎌倉市に寄贈されたものです。隣接して街区公園（長谷つくし公園）が整備され、歴史的建造物一体となった空間を形成しています。

■ 図 I.2.4 歴史的風土保存の緑のネットワーク



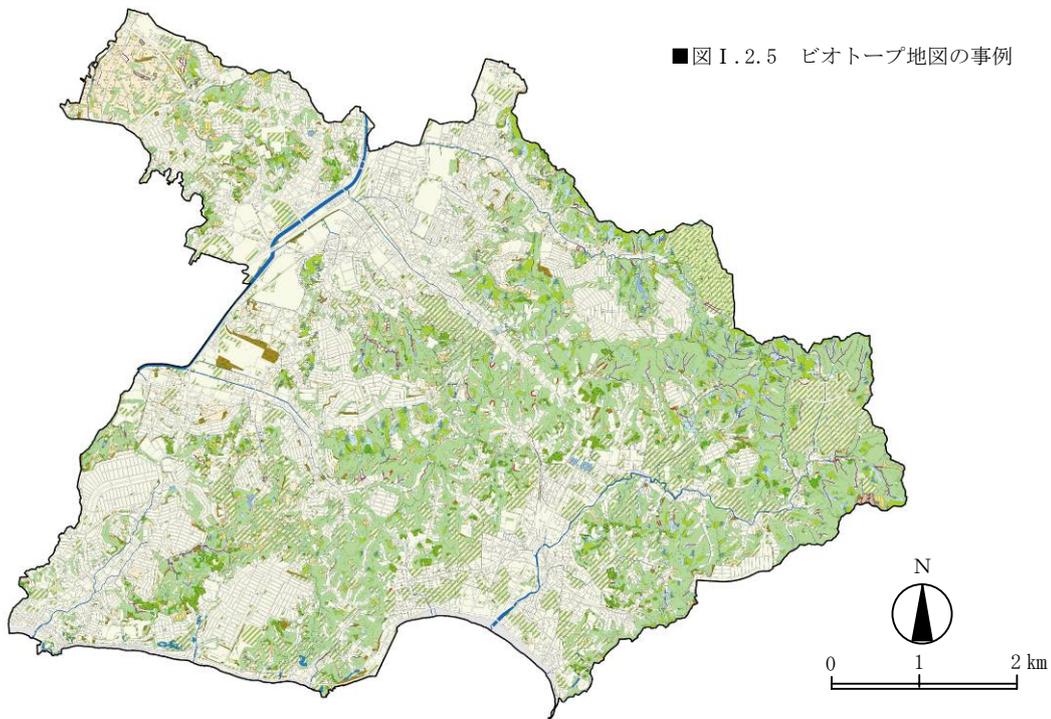
## (2) 生き物を育む緑

生態系の基盤となり、生物多様性の確保につながる緑を保全・創造して、全市的なビオトープの連続性をつくる緑のネットワークの形成を図ります。

### ■現況と評価

○豊かな自然環境の存在と生態系の変化

- ・鎌倉市には、丘陵の緑と海の豊かな自然環境が存在し、平成 15 年にまとめた緑地保全推進地区指定候補地に対する自然環境調査でも、その豊かさが確認されています。
- ・昭和 30 年代後半からの宅地化の進行などに伴って緑が大幅に減少しましたが、丘陵・海岸線・谷戸の一部などには、自然林や貴重植物種の生育地を含む落葉樹二次林を主体とする自然環境が広がっています。また、丘陵地に入り込む谷には湧水が多く見られ、市内を流れる河川の源流となっています。



■図 I.2.5 ビオトープ地図の事例

| 上位区分                               | ビオトープタイプ                             | 凡例           | 上位区分  | ビオトープタイプ        | 凡例        |
|------------------------------------|--------------------------------------|--------------|---|-----------------|-----------|
| 水城系                                | 湿性立地の管理放棄型の草原                        | [Pattern]    | 草地系   | 中性立地の冠水性草原      | [Pattern] |
|                                    | 休耕湿田の草原                              | [Pattern]    |   | 中～乾性立地の管理放棄型の草原 | [Pattern] |
|                                    | 水田 (湿田)                              | [Pattern]    |   | 中～乾性立地の粗放管理型の草原 | [Pattern] |
|                                    | 池                                    | [Pattern]    | 自然系   | 自然系             | [Pattern] |
|                                    | ため池、自然的護岸の池、生態復元池、庭園石組護岸の池他、遊水池・調整池他 | [Pattern]    | 岩壁地の自然草原  | [Pattern]       |           |
| 水路                                 | [Pattern]                            | 海岸断崖地の自然風衝草原 | [Pattern]   |                 |           |
| 源流部樹林内の水路、谷戸部の水路                   | [Pattern]                            | 海浜地の自然草原     | [Pattern]   |                 |           |
| 河川                                 | [Pattern]                            | 海浜地の砂浜※      | [Pattern]   |                 |           |
| 自然的護岸の小河川、人工護岸の小河川、同汽水域、人工護岸の中規模河川 | [Pattern]                            | 都市系          | 緑被率の比較的高いもの：<br>公園等の植栽地、主要な街路並木、造成後の<br>休閑地等、ゴルフ場の芝地、公園・学校等の<br>芝地等、農家型の住居地、斜面樹林と一体的<br>な緑の多い住宅地、緑の多い戸建て住宅地、<br>霊園墓地                        | [Pattern]       |           |
| 樹林地系                               | 沼沢地の落葉樹自然林                           | [Pattern]    | 緑被率の低いもの：<br>大規模造成による戸建て住宅団地、戸建て住<br>宅団地、中心市街地、マンション・集合住宅<br>団地、工場・学校・役所・病院等、グラウンド<br>等、社寺・墓地・駅、鉄道の軌道敷、主要道<br>路、工場敷地修景池・土木場、プール他、市<br>街地の水路 | [Pattern]       |           |
|                                    | 溪谷地の落葉樹自然林                           | [Pattern]    | ※無植生地であるが、強度の環境ストレスがあるため自然草原系に<br>含めた。  | [Pattern]       |           |
|                                    | 海岸風衝地の常緑樹自然林                         | [Pattern]    |   |                 |           |
|                                    | 丘陵麓地の常緑樹自然林                          | [Pattern]    |   |                 |           |
|                                    | 中～乾性立地の常緑樹自然林                        | [Pattern]    |   |                 |           |
|                                    | 中～乾性立地の落葉樹二次林                        | [Pattern]    |   |                 |           |
|                                    | 中～乾性立地の伐採跡地二次林                       | [Pattern]    |   |                 |           |
|                                    | 谷底地の針葉樹植林                            | [Pattern]    |   |                 |           |
|                                    | 中～乾性立地の針葉樹植林                         | [Pattern]    |   |                 |           |
|                                    | タケ類植林                                | [Pattern]    |   |                 |           |
| マツ類植林                              | [Pattern]                            |              |   |                 |           |
| 常緑広葉樹植林                            | [Pattern]                            |              |   |                 |           |
| 果樹園・苗圃                             | [Pattern]                            |              |   |                 |           |

出典：日本造園学会誌 ランドスケープ研究 VOL.67 No.5 「鎌倉市を事例とした市域スケールでのビオトープ地図の作成」  
大澤啓志、山下英也、森さつき、石川幹子 (2004)

- ・丘陵の樹林地や谷戸の自然環境地では、オオタカ・ハイタカ・カヤネズミ・ゲンジボタル・ホトケドジョウなどの貴重種をはじめとする多様な動物種の生息が確認されており、砂浜と磯の潮間帯<sup>※1</sup>では数多くの海生生物が見られます。<sup>※2</sup>
- ・地域の動植物の生息生育状況を知るためのビオトープ<sup>※3</sup>地図<sup>※4</sup>が提案されていますが、鎌倉市域を対象にして作成された事例では、主に植生・動物・微地形を基に29のビオトープ・タイプが設定され、タイプ毎の植生と動物の生息状況が示されています。
- ・外来種の増加、都市型動物の増加、昆虫類や魚類の貧弱化が見られるなど、緑地の減少・気候の温暖化・都市化・樹林地の荒廃の進行・河川形態の変化などによる生態系への影響が危惧されています。

#### ○緑の評価

- ・生物は、生息生育地となる緑の規模が大きく、自然環境が多様であるほどその出現率が高まることから、鎌倉市では、まとまりのある丘陵樹林地・三大緑地の緑と海岸線の砂浜及び潮間帯が生物多様性の確保の機能から見て重要です。
- ・河川は、丘陵と海の自然をつないで生態系をつくる重要な緑ですが、鎌倉市では河川整備と周辺の市街化により河川の自然環境が低下し、この面で生物多様性の確保の機能も低下しています。
- ・市街地においては、小規模な樹林地・農地や住宅地の緑などが分布していますが、地域によってはビオトープ・ネットワークに必要な緑の連続性はなく、全体として生物多様性の確保の機能は低いと考えられます。

#### ■多自然型護岸



逆川では、多自然型護岸に配慮した整備により水辺のビオトープを形成しています。

#### ■緑の配置に対する基本的考え方

- 市域全体での生物の生息生育環境の孤立化・分断化の解消に向けて、丘陵から海につながる自然環境の連続性を保全・回復し、良質な水質と土壌を確保します。
- 生態系に配慮し、貴重な動植物種の生息生育環境を保全するほか、在来種の保全・回復に向けた自然環境づくりを進め、本来的な地域の生物相を豊かにします。
- 生物多様性の確保に向けたガイド種<sup>※5</sup>（生態的な環境改善を誘導するための指標種）を検討し、緑の保全・緑化によって流域の単位に配慮した緑の連続性を高め、全市的なビオトープ・ネットワーク<sup>※6</sup>を形成します。

#### ■アカウミガメの向海行動（稲村ガ崎・1996年）



多様な生物が生息する海岸線の砂浜及び潮間帯の自然環境を保全します。（写真提供：岩田晴夫様）

※1 「潮間帯」とは、磯の満潮線と干潮線の間をいいます。

※2 潮間帯で、最も普通に見られるものとしてヒライソガニ・インダタミガイ・ムラサキウニなどがあげられます。

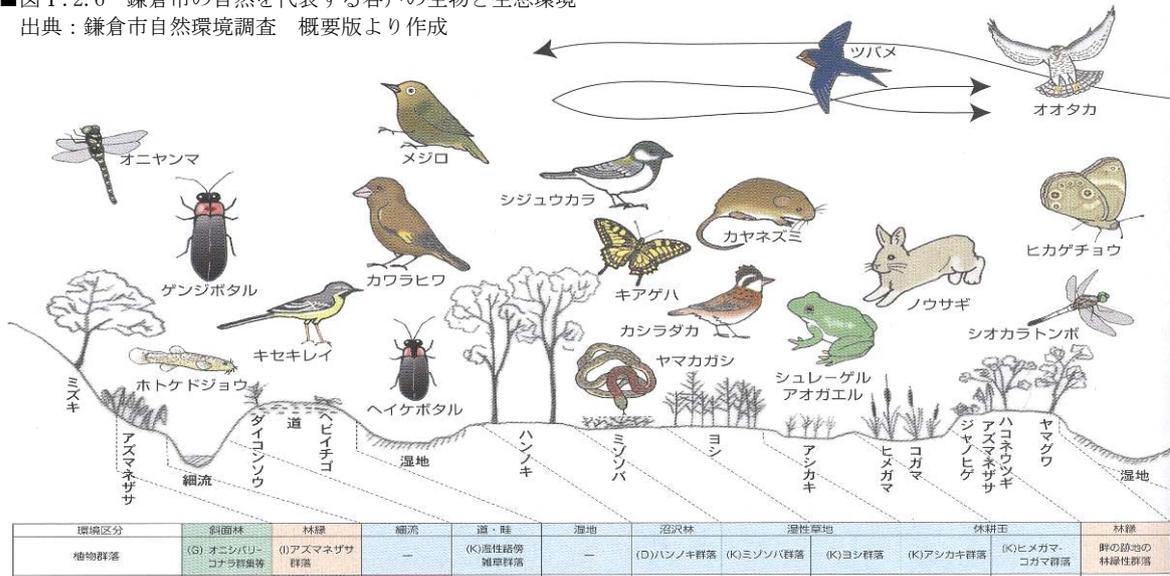
※3 「ビオトープ」とは、特定の生物群集が生息できるような、生態学的にも一定のまとまりのある空間を意味する言葉です。

※4 「ビオトープ地図」とは、緑の持つ生物多様性の確保の機能を踏まえた計画策定において、その基盤情報となる地図をいいます。特色としては、地形・植生・動物などのデータから立地環境・生物相が比較的等質な空間を区分し、ビオトープ・タイプを設定していることがあげられます。（用語の説明参照）

※5 ガイド種については、①市域に現存する種、②鎌倉市の特徴的な生態系やビオトープを代表する種、③環境質の指標となる種、④緑の基本計画の推進においてその効果をモニタリングできる種などの点を考慮し、例えばヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエルなどの両生類、ゲンジボタル、トンボ類などの昆虫類、シジウカラ、エナガ、ホオジロ、フクロウなどの鳥類が考えられるという研究もされています。

※6 「ビオトープ・ネットワーク」とは、生物の生息生育における拠点的な緑地内では、タイプの異なる様々なビオトープを土地的条件に則り配置するとともに、丘陵尾根や河川などの「骨格的緑地」及び樹林や公園、道路、緑地など様々な「骨格を補完する緑」により生物の移動空間を確保することで、地域全体での生態的な緑の連結網を形成することをいいます。生物多様性確保の指標となるガイド種に焦点を当てた、ビオトープ・ネットワーク計画図の作成も考えられます。

■図 I.2.6 鎌倉市の自然を代表する谷戸の生物と生息環境  
 出典：鎌倉市自然環境調査 概要版より作成



■緑の配置の方針

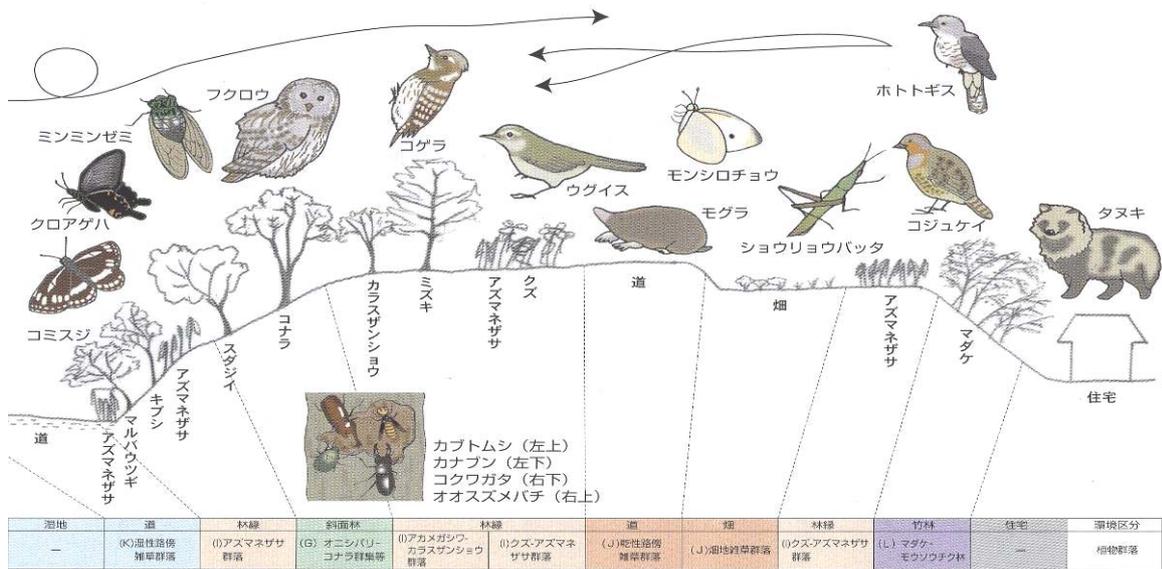
- 貴重な動植物種の生息生育地の保全
  - ・材木座・大町・天台山・十二所・二階堂・扇ヶ谷・雪ノ下・山崎・長谷・広町などに分布する、自然林や貴重植物が生育する自然環境を保全します。
  - ・小動岬・稲村ヶ崎・七里ヶ浜の海岸断崖植生地を保全します。
  - ・天台山・十二所・巨福山・山崎・衣張山・六国見山・散在ガ池・今泉などの県指定の危急種、希少種を含む貴重動物が生息する自然環境を保全します。
- ビオトープ・ネットワークの拠点となる自然環境の保全
  - ・主要河川の源流域をなす樹林地を一体的に保全します。
  - ・台峯・広町・手広・散在ガ池などに残る数少ない谷戸の自然環境を保全します。
  - ・多様な生物が生息する海岸線の砂浜及び潮間帯の自然環境を保全します。
- ビオトープ・ネットワークの形成
  - ・柏尾川・滑川・神戸川・砂押川・新川・小袋谷川などの主要河川を軸とする水系を確保し、質の高い水環境が連続するビオトープ・ネットワークを形成します。
  - ・飛び石状に生物の生息生育環境が分布する市街地の区域では、既存樹林や良好な屋敷林の保全を図るとともに、市街地の緑化を進めて緑の連続性を高めます。
  - ・学校や都市公園などでのビオトープを創造し、市街地における点的なビオトープを増やします。
  - ・河川・池沼・公園緑地・公共施設の緑などと結びつけた民有地の緑化を推進し、ビオトープ・ネットワークを形成します。

■緑の保全・整備の方針

- 在来種の保全・回復に向けた自然環境づくり
  - ・丘陵樹林地については、植生や土地的条件に応じ適正な管理を行い、ガイド種を含む多様な生物が生息生育する自然環境を保全・回復します。
  - ・樹林地の大部分を占める二次林の植生管理では、萌芽更新<sup>\*1</sup>や間伐を行いながら多様な樹冠の状態や樹林の高さ、階層構造を持つ林に移行させ、自然の多様性を誘導し、自然の多様性を高めます。
  - ・スギ・ヒノキの植林地などについては、広葉樹との混交林化や二次林への転換も視野に入れて、植生を保全します。
  - ・緑地での生物の生息環境の向上と多様化を図るエコアップ<sup>\*2</sup>に取り組みます。

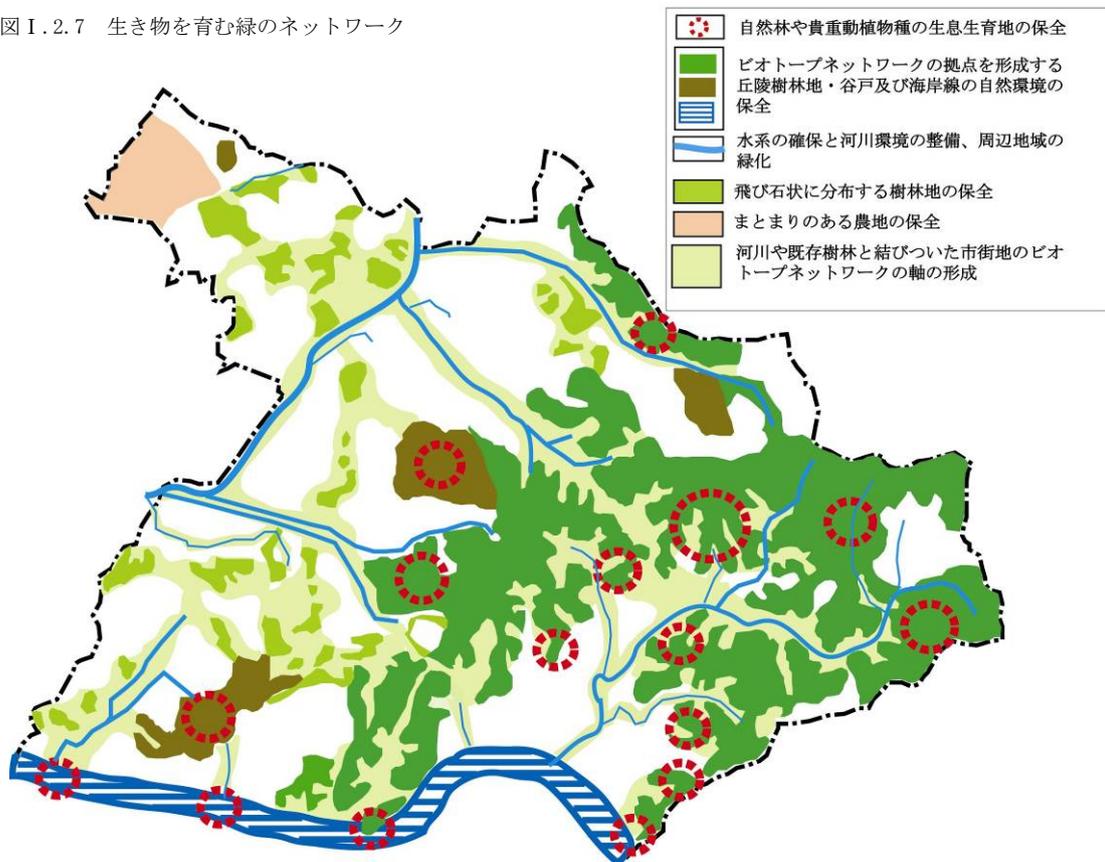
<sup>\*1</sup>「萌芽更新」とは、根株を残して樹木を伐採し、その後根株から生じてくる若芽を何本か残して再び成木へと成長させるプロセスを繰り返す樹林管理方式のことです。

<sup>\*2</sup>「エコアップ」とは、開発や災害などで失われた自然環境を復元するとともに、生態学的な見地に基づいて、限られた緑地面積の中により多くの野生生物が生息できるよう、生息環境の向上と多様化を図る取り組みをいいます。



- ・河川や谷戸の流路・湿地などについては、生物の生息や在来水生植物の植栽に配慮した護岸整備・周辺地域の緑化などを行って、ゲンジボタルやトンボ類等の生息環境を整えるなど、質の高い水環境を整えていきます。
- ・海岸線については、海に注ぐ河川の水質を維持するとともに、生物生息生育環境保全に必要な砂浜及び潮間帯の生物の継続的な調査を行います。

■ 図 I.2.7 生き物を育む緑のネットワーク



### (3) 交流とふれあいを広げる緑

市民や来訪者の多様な交流・自然とのふれあい活動の場の充実を図るとともに、快適に歩ける道のネットワークの形成を図ります。

#### ■現況と評価

##### ○充実が求められる交流の場

- ・市民の意識調査<sup>※1</sup>では、「公園・運動施設・グラウンドなどの利用について」の評価が低く、「満たされていない」とする人の割合（38.6%）が、「満たされている」とする人の割合（9.0%）を大きく上回っています。
- ・交流活動の中心となる都市公園については、身近な活動拠点となる住区基幹公園<sup>※2</sup>のうち地区公園が2箇所にとどまるほか、数多く整備されている街区公園についても配置にバラツキがあり、内容的にも小学校低学年以下の児童の利用を主体とする公園が大部分を占めています。
- ・都市基幹公園として総合公園が1箇所（鎌倉海浜公園）、特殊公園として風致公園が2箇所（鎌倉中央公園<sup>※3</sup>・散在ガ池森林公園）整備されています。
- ・都市公園以外の交流の場となる緑として、県立フラワーセンター大船植物園・児童遊園・青少年広場・小中学校の校庭・多くの社寺境内地などがあげられます。
- ・歩行空間については、既設のハイキングコースや市民健康ロード、河川沿いのプロムナードが設定されているものの、全市的なネットワーク化には至っていない状況です。

##### ○自然とのふれあい活動の場となる資源の存在

- ・市域には、丘陵・谷戸・海の自然とのふれあいが楽しめる都市公園として、4箇所（鎌倉海浜公園（一部）・鎌倉中央公園・源氏山公園・散在ガ池森林公園）が整備されているほか、2箇所（六国見山森林公園・夫婦池公園）の整備が進められ、三大緑地の一つである鎌倉広町緑地も整備を始めます。
- ・自然的景観を楽しむことができる眺望地点や谷戸の水辺地、海浜など多くの市民が自然とふれあえる場が分布しています。

#### ■夏の鎌倉の海



波穏やかで風光明媚な鎌倉市の海は、明治以来、良好な海水浴場として、多くの人々に愛されています。

■表 I.2.1 交流・自然とのふれあい活動の場の整備状況

| 施設         | 活動の場の整備・設置箇所数  |
|------------|----------------|
| 住区基幹公園     | 217 箇所         |
| 都市基幹公園     | 1 箇所           |
| 風致公園       | 2 箇所           |
| 県立フラワーセンター | 1 箇所           |
| 公立小中学校の校庭  | 25 校（市立小中学校）   |
| その他        | 39 箇所（児童遊園など）他 |

平成 18 年 3 月現在

■表 I.2.2 主な観光地の来訪者数

| 主要観光地      | 来訪客数(人)    |
|------------|------------|
| 社寺         | 14,843,764 |
| 鎌倉海岸       | 2,500,765  |
| 天園ハイキングコース | 413,487    |
| 県立フラワーセンター | 222,320    |

出典：平成 17 年版 鎌倉の統計

※1 出典：市民意識調査報告書 平成 16 年 2 月 鎌倉市

※2 「住区基幹公園」は、都市公園のうち、地区・住区内に整備される街区公園・近隣公園・地区公園の身近な公園をいいます。

※3 鎌倉中央公園は、鎌倉中央公園拡大区域（台峯）基本構想策定の結果、総合公園から風致公園に種別を変更しています。

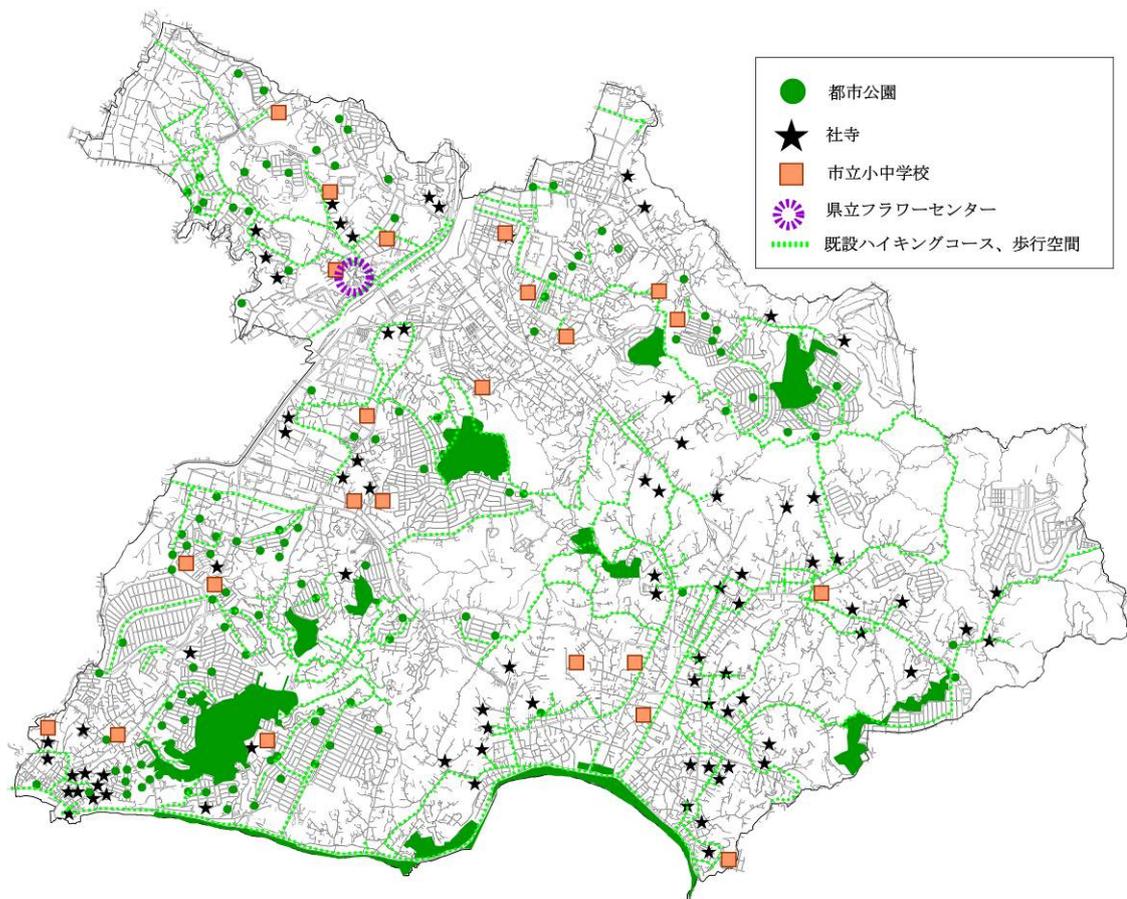
## ○1,800 万人を受け入れる観光資源の存在

- ・鎌倉市は、年間約 1,800 万人が訪れるわが国の代表的な観光都市であり、国の国際観光テーマ地区にも指定されています。主な来訪地として、寺社、鎌倉海岸、天園ハイキングコース、県立フラワーセンター大船植物園などがあげられますが、いずれも緑の存在なしにはその魅力は得られません。

## ○緑の評価

- ・海浜は、交流・自然とのふれあいの場として高く評価されています。
- ・交流・自然とのふれあい活動の場となる緑は、それにふさわしい資源を持つとともに制度的に担保されていることが求められるため、都市公園やこれに準ずる施設緑地がレクリエーション活動の場提供の機能から見て重要です。
- ・公開されている社寺境内地や学校校庭なども、交流・自然とのふれあい活動の場を提供する緑・オープンスペースとして、また、そのネットワークを形成する意味でも大切です。
- ・尾根沿いのハイキングコースや優れた眺望地点は、自然とのふれあい活動の場としても重要な機能を有しています。
- ・身近な交流の場である街区公園は、地域によって配置の状況が異なっており、歩いて行ける範囲内<sup>※1</sup>に街区公園を持たない市街地が見られます。

■図 I.2.8 レクリエーション資源を有する緑・オープンスペースの分布状況



※1 「歩いて行ける身近な場所での都市公園整備」は、国の社会資本整備重点計画に取り上げられており、少子・高齢化社会に対応したバリアフリー社会の形成に向けた重点事業の一つとなっています。

### ■緑の配置に対する基本的考え方

- 歩いて行ける身近な場所において、高齢者をはじめとする地域住民の交流の場や子どもの遊び場となる都市公園を、計画的に配置・整備します。
- 市域に分布する丘陵地・谷戸・海辺の眺望地や水辺地等を、交流・自然とのふれあいの場として有効に活用します。
- 都市公園や楽しく歩ける道の整備等により、交流・ふれあい活動の場のネットワークを形成します。

■鎌倉中央公園内の田圃



市民の農業体験事業に活用されています。

### ■緑の配置の方針

- 歩いて行ける身近な場所での都市公園の整備
  - ・既設の街区公園や学校の校庭、社寺境内地などの緑・オープンスペースを有効に活用し、身近な交流の場や遊び場を、土地利用や地域の性格に合わせて計画的に配置・整備します。
  - ・深沢地域国鉄跡地周辺や大船駅周辺では、まちづくり計画に合わせた新しい鎌倉市の交流の場となる都市公園を配置します。
- 自然とのふれあいの場の整備
  - ・身近に自然とのふれあいが楽しめるよう、美しい庭園を持つ明月荘・旧華頂宮邸・旧川喜多邸、遊歩道沿いの眺望地、谷戸の水辺地などの資源をレクリエーション活動の拠点となる都市公園として整備します。
  - ・多くの人々が訪れている歴史的風土保存区域などの緑を、自然とのふれあいの場として積極的に活用します。
- 楽しく歩ける道のネットワークづくり
  - ・既設のハイキングコースやかまぐらの道、市民健康ロード、河川沿いのプロムナードに加え、新たに歴史文化遺産などの緑の資源や自然とのふれあいの場をつなぐ遊歩道を設定して、全市的な楽しく歩ける道のネットワークを形成します。

### ■整備の方針

- 景観資源となる美しい空間づくり
  - ・レクリエーション活動の場の整備にあたっては、それぞれが鎌倉市の都市景観資源となるよう美しい空間づくりに努めます。

■広い砂浜は自然とのふれあいの場



緑のレンジャー（ジュニア）の活動、「海で遊ぼう」（浜辺や河口の生き物観察・磯でカニをさがそう）

○市民参加による都市公園整備や資源をいかしたふれあいの場づくり

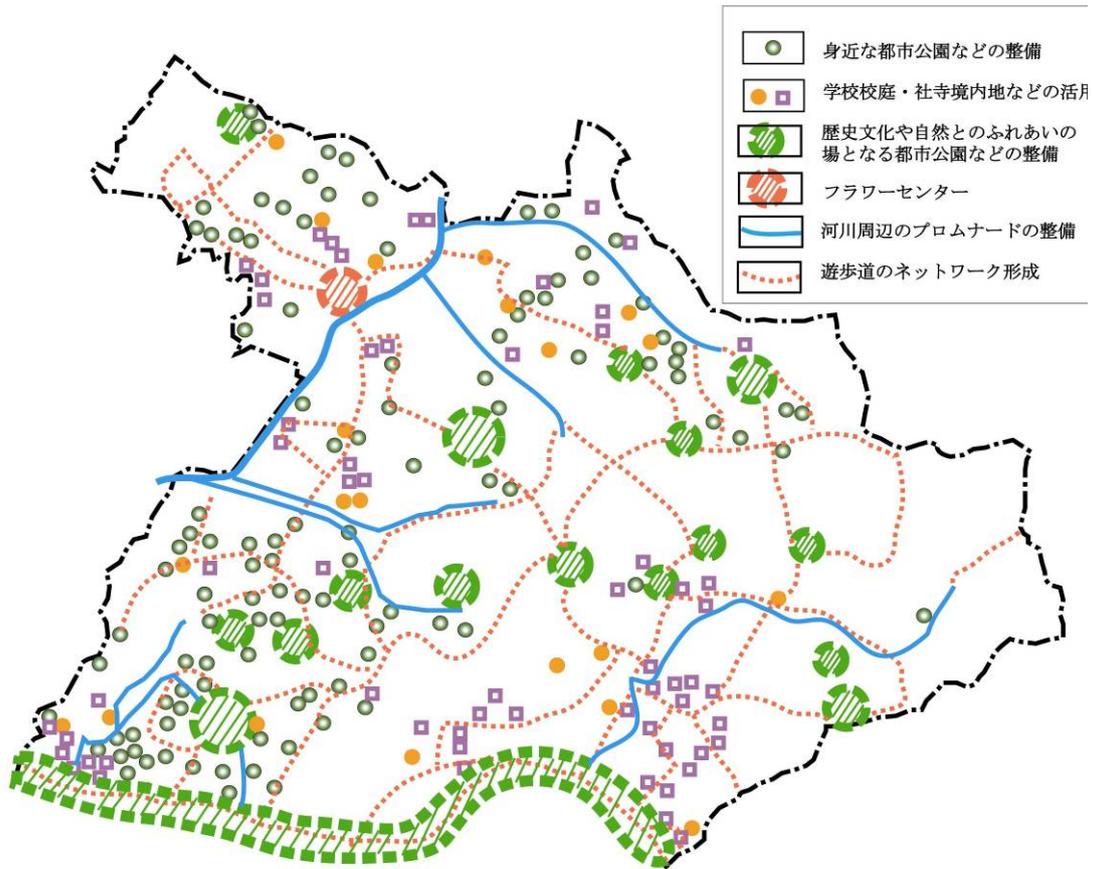
- ・交流の場となる都市公園については、地元住民と行政との連携・協働による公園づくりや管理を行います。
- ・交流の場の充実に向けて、公立小中学校の校庭を緑化します。
- ・自然とのふれあいの場については、親しみやすさ・利用のしやすさを考慮するとともに、それぞれの持つ資源を尊重した都市公園など、個性あふれる空間づくりを行います。
- ・市街地の開発事業では、まちづくり空地<sup>※1</sup>の整備を誘導します。

■ハイキングコース（源氏山～大仏）



鎌倉のハイキングコースは、自然とのふれあいの場として、多くの人々に利用されています。

■図I.2.9 交流とふれあいを広げる緑のネットワーク



※1 「まちづくり空地」とは、鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づく、良好な市街地環境または歩行者空間の拡充に供するために確保する空地です。

## (4) 美しい景観をつくる緑

鎌倉市固有の自然と調和した景観を継承し、地域の個性を尊重した風格ある都市景観をつくる緑のネットワークの形成を図ります。

### ■現況と評価

#### ○鎌倉市の都市景観の特色

- ・若宮大路を中心とする「古都鎌倉」は、中世鎌倉の都市構造の原型が受け継がれ、豊かな自然環境と適度に調和したヒューマン・スケールの都市景観が維持されています。一方、東海道本線沿線では都市機能の集積が進んでおり、「新しい鎌倉」にふさわしい都市景観の形成が進んでいます。このように、鎌倉市は「古都鎌倉」と「新しい鎌倉」の2つの顔を持っています。
- ・市街地の前面に、歴史的文化的な価値を持つ「光あふれる海」が広がっています。鎌倉市の多くの場所から眺望できる海は、鎌倉らしさを感じる風景の一つとなっています。
- ・鎌倉市のまち並みの形成は、古都の形成以来、山の斜面と尾根で囲まれた平地の中で、緑と共存する形で進められてきました。こうした積み重ねが鎌倉市を特色付ける「山懐に抱かれた、たたずまい」を創りだしています。
- ・鎌倉を代表する景観「鎌倉の景観を構成する重要な要素」として86件を、「かまくら景観百選」に選定しています。

#### ■滑川（景観百選）の緑



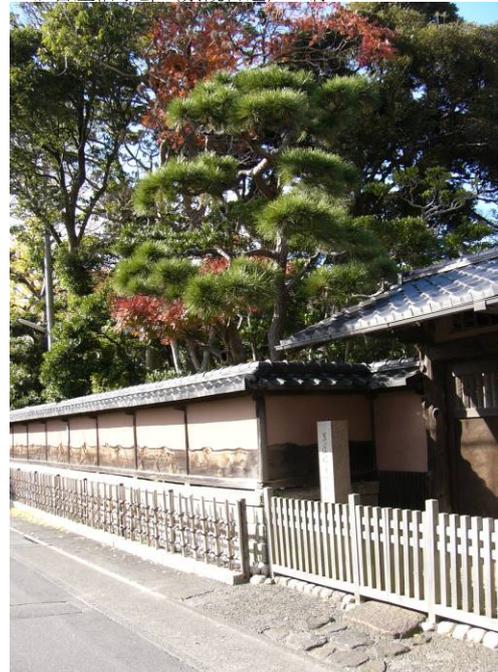
周りの緑と調和し、四季折々の景観は日常生活に安らぎを与えてくれます。

#### ■散在ガ池（景観百選）の緑



池を取り巻く散在ガ池森林公園は、地域の憩いの空間となっています。

#### ■旧吉屋信子邸（景観百選）の緑



作家・吉屋信子さんの旧宅で、女性の文化教養活動の場として活用されています。門構えと板塀のしつらえなどに風格があり、鎌倉らしい路地景観に貢献しています。

○緑の評価

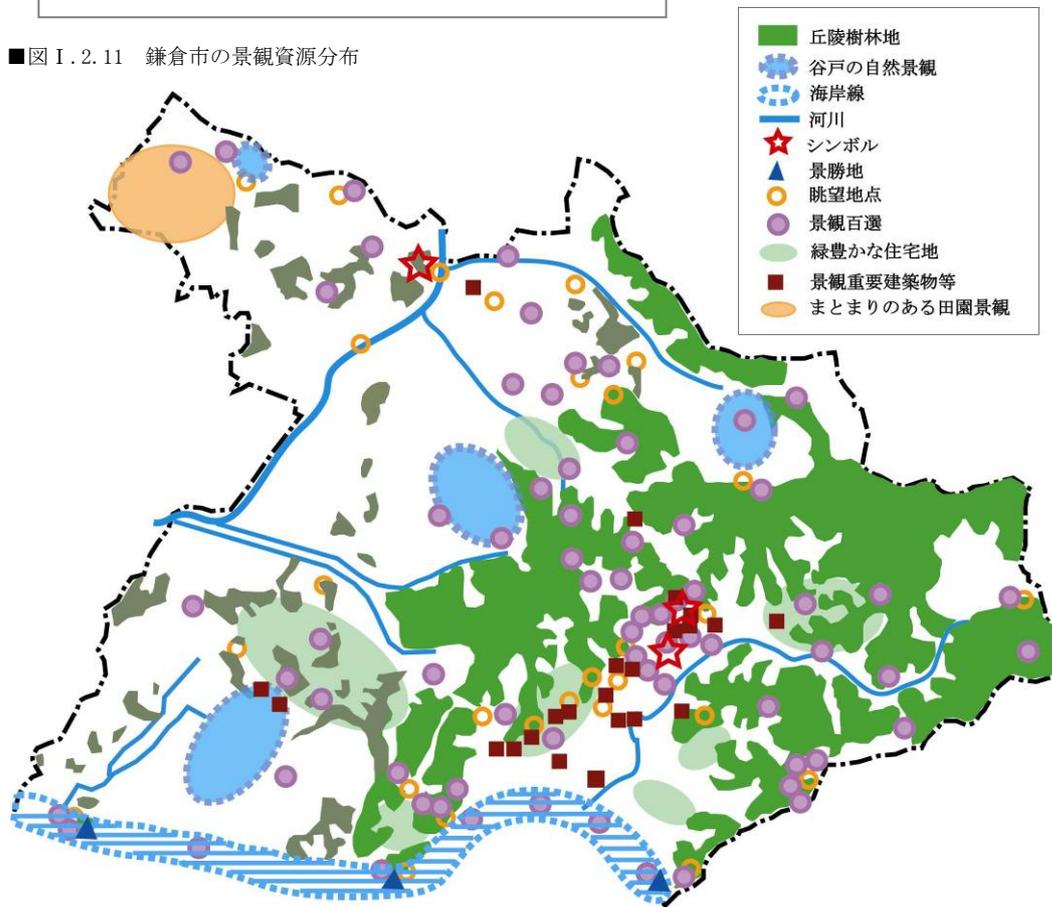
- ・鎌倉市の景観構造は、市街地を包み込む丘陵と前面に広がる海を基盤として成立しており、これらの緑・オープンスペースと、歴史文化遺産・自然環境が融和した歴史的風土が都市景観形成に特に重要な機能を果たしています。
- ・コンパクトな都市空間の中に程よくちりばめられている緑豊かな住宅地、社寺境内地、景勝地、眺望地点、農地、谷戸などの緑・オープンスペースが、魅力ある都市景観形成に大きく寄与しています。
- ・大船地域から深沢地域一帯では、緑の少ない住宅地景観や工業地景観が形成されています。

■図 I. 2. 10 鎌倉市の都市景観構造



鎌倉市の都市景観構造は、2つの景域、5つの景観地域、4つのベルト、3つの拠点で構成されています。

■図 I. 2. 11 鎌倉市の景観資源分布



## ■緑の配置に対する基本的考え方

- 都市景観の基盤を構成する丘陵の山並みと海辺の自然景観を保全し、緑と海や空の感じられる景観構造を確保します。
- 歴史的風土を保存し、古都の佇まいを印象付ける風格ある都市景観を保全・継承します。
- 鎌倉市の景観構造を踏まえ、地域の個性をいかした景観を形成します。
- 鎌倉市の全域が美しい景観となるよう、市街地の緑を充実します。

## ■緑の配置の方針

- 都市景観の基盤をなす緑・オープンスペースの確保
  - ・市街地の背景をなす名越山－衣張山－天台山－源氏山－桔梗山－稲村ヶ崎にかけての丘陵の主尾根と、今泉・岩瀬、台峯、鎌倉山、広町にかけての枝尾根の山並みの自然景観を、一体的に保全します。
  - ・市街地の前面に広がる海岸線の自然景観を保全します。
- 古都の風格ある都市景観の保全・継承
  - ・鎌倉地域を中心に広がる古都の歴史的風土を構成する緑を保全します。
- 地域の個性をいかした景観形成
  - ・鎌倉らしさや地域の個性を印象付ける、谷戸の自然景観、景勝地や眺望地点、緑豊かな住宅地景観、まとまりのある田園景観などを保全します。
- 市街地における美しい景観づくり
  - ・柏尾川・滑川などの主要河川周辺地域や若宮大路、その他の主要道路などを対象に、市街地内での緑の景観軸を形成します。
  - ・この景観軸を包み込む形で、既存の樹林・緑豊かな住宅地・都市公園などの緑のネットワーク形成により、緑豊かな市街地景観を形成します。

### ■都市景観の基盤をなす緑



市街地の背景をなす丘陵、山並みの自然景観を一体的に保全します。

## ■保全・整備・創造の方針

- 景観計画<sup>※1</sup>との調和
  - ・丘陵地については、景観面に配慮した樹林地の適正管理を行い健全な緑地の景観を維持します。
  - ・海岸線については、車窓から眺められる自然景観を保全するとともに、斜面樹木の保全や緑化により土地利用と調和した景観を保全します。
  - ・歴史的風土保存区域を中心とする市街地では、通りから丘陵への通景（ビスタ<sup>※2</sup>）の確保や良好な樹林・樹木の保全などを誘導して、緑と調和した風格ある住宅地景観を保全します。
  - ・丘陵地や谷戸の住宅地について、周囲の自然景観と調和する緑豊かなまち並みを形成します。
  - ・鎌倉駅周辺の古都中心市街地・深沢地域国鉄跡地周辺・大船駅周辺では、まちづくり計画に合わせた緑化を推進し、新しい鎌倉市の顔にふさわしい市街地景観を創造します。
  - ・緑の少ない住宅地や工業地域では、接道部を中心に緑化を推進し、まち並みの緑の連続性を高めます。
  - ・商業・業務地や工業地での駐車場の緑化を誘導します。

<sup>※1</sup> 「景観計画」は、平成16年6月に公布された景観法に基づいて策定される景観に関する総合的な計画です。鎌倉市景観計画は策定中です。

<sup>※2</sup> 「ビスタ」は、都市景観計画等において用いられる、展望・眺め・見通しを意味する言葉です。

○景観施策との連携

- ・ 景観形成上重要な地区、土地利用移転等に合わせた景観整備が求められる地区などに対しては、鎌倉市景観計画に沿った緑の保全や創造を推進します。
- ・ 景観地区などにおいては、建築物の景観誘導に合わせた形で緑化を誘導します。
- ・ かまくら景観百選に選定された建築物などは、緑のネットワークの形成の中で、緑の資源として積極的に活用します。

■ 谷戸の住宅地



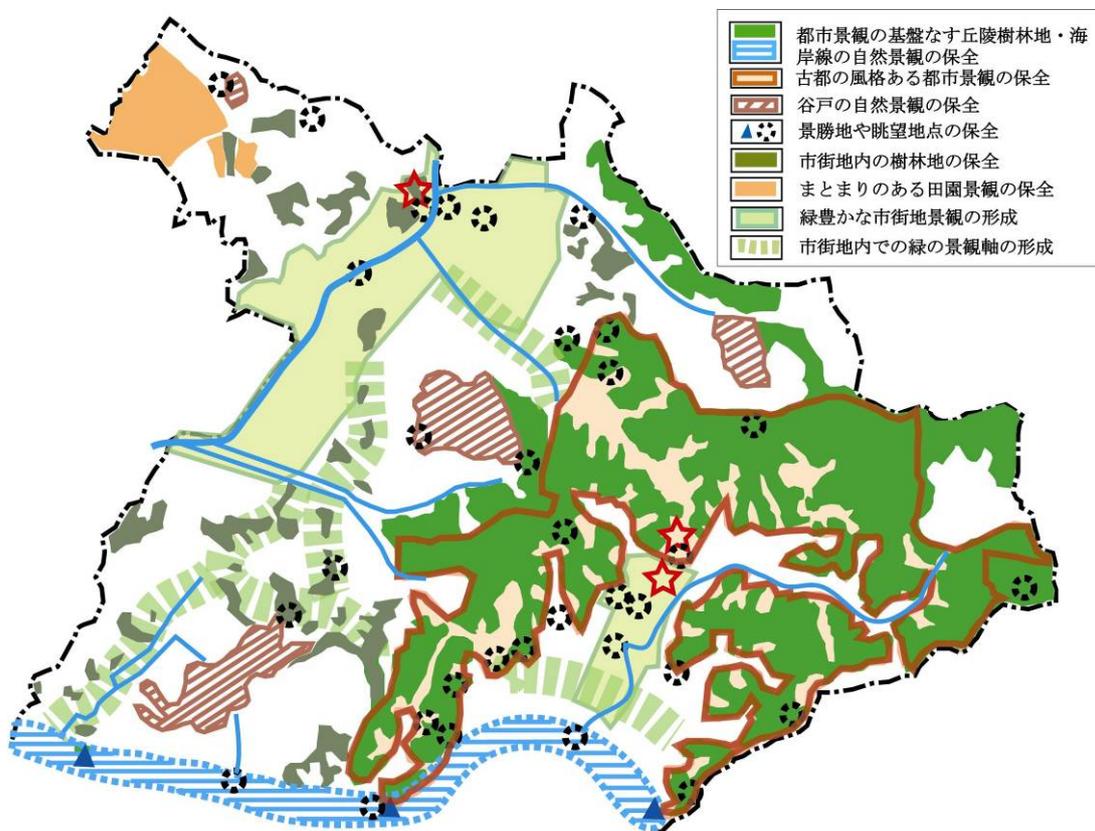
丘陵へのビスタの確保や良好な樹林・樹木の保全により、緑と調和した風格ある住宅地景観を保全します。

■ 市街地内の市有緑地



良好に管理された緑地は、都市景観の質を高めています。

■ 図 I.2.12 美しい景観をつくる緑のネットワーク



## (5) 環境負荷を和らげる緑

都市を包み込む骨格的な緑の保全や市街地の緑の創造により、都市環境負荷の調節につながる緑のネットワークの形成を図ります。

### ■現況と評価

#### ○都市環境負荷の調節機能を持つ緑と海が存在

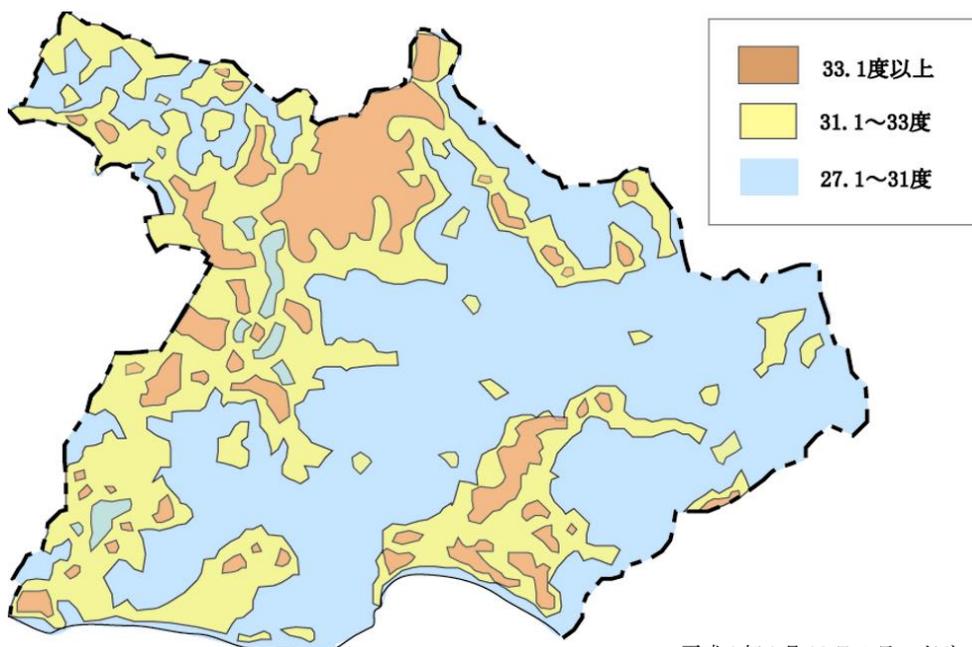
- ・豊かな緑と海に恵まれた鎌倉市で顕著な状況は現れていませんが、近年、都市域では様々な活動の集積による都市環境負荷が生じています。
- ・こうした環境負荷への対応として、市街地内に冷涼な空気を提供するまとまりのある緑や風の通り道となる緑を確保すること、湧水や地下水を涵養する緑を保全することが有効と考えられています。
- ・ランドサットデータを用いた鎌倉市の地表面温度分布調査では、大船駅一帯や鎌倉駅周辺、深沢地域の工業地域などにおいて地表面温度の高い場所が見られる一方で、樹林地の周辺部は高温域と比べて温度が1~2度低くなっています。
- ・これには市街地に冷涼な空気を提供する丘陵樹林地と海風を送り込む海が存在が、大きく機能していると考えられます。

■水辺の緑（鎌倉中央公園）



水辺とその周辺の緑は、都市の環境負荷を和らげています。

■図 I.2.13 地表面温度の分布状況

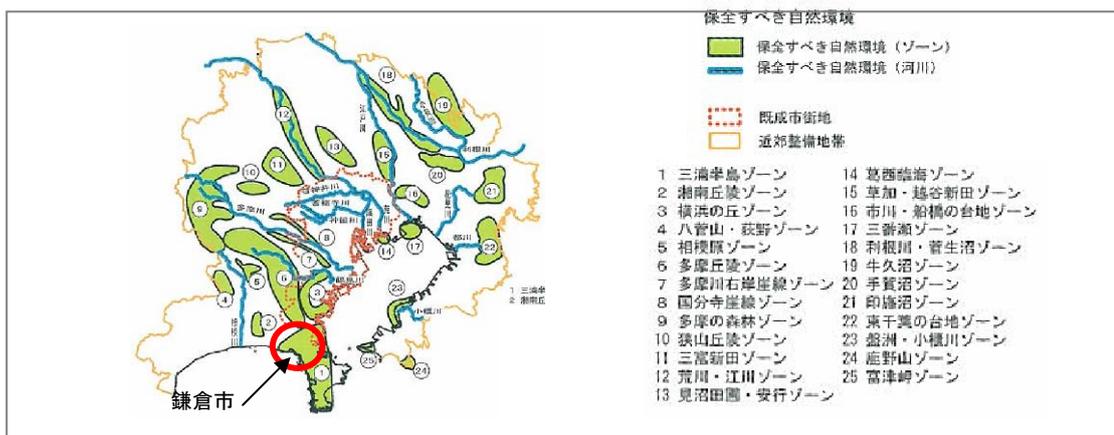


平成6年8月28日のランドサットデータを基にして作成したものです。

○緑の評価

- ・環境負荷の調節と緑の関わりについては、メカニズムが十分解明されていませんが、既往の研究調査では、緑の低温域効果や樹林地の地下浸透能効果が明らかになっていることを考慮して、緑の環境負荷を和らげる効果を評価しています。
- ・都市環境負荷の調節では、市街地を取り巻く丘陵樹林地や三大緑地のまとまりのある緑と海が存在が重要です。
- ・玉縄地域や深沢地域などに分布する飛び石状に分布する樹林地も、都市環境負荷の調節に一定の機能を果たしていると考えられます。
  - ・市街地を流れる柏尾川・滑川などの河川の周辺地域については、風の道をつくる緑の軸が形成されておらず、十分な都市環境負荷の調節機能を有していないと考えられます。
  - ・水循環の保全・回復に関しては、緑の形態の違いによる雨水の地下浸透能の原単位が設定され、樹林地の地下浸透能が他の緑や市街地と比べて高いことが示されています。このデータから、水源域である丘陵樹林地や三大緑地などの一定のまとまりを持つ樹林地が重要であると考えられます。
  - ・鎌倉市の緑は、平成 16 年 3 月にまとめられた「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン<sup>※1</sup>」では、首都圏での都市環境負荷調節機能が高い緑の一つとして評価されています。

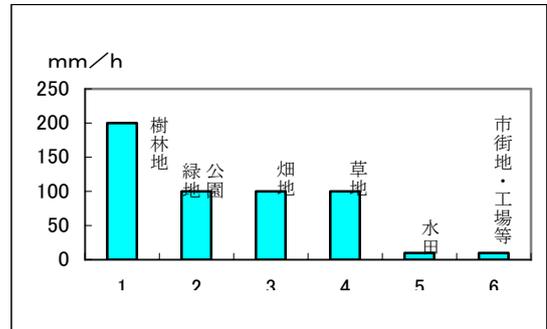
■ 図 I. 2. 15 首都圏で保全すべき自然環境と鎌倉市の緑の位置



出典：首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン資料集 平成 16 年 3 月（国土交通省国土計画局）を参考に作成

<sup>※1</sup> 平成 16 年 3 月にまとめられた「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」では、首都圏で保全すべき自然環境として 25 のゾーンが選定されており、その中に「三浦半島ゾーン」と「多摩丘陵ゾーン」が含まれています。鎌倉市の緑は、この保全すべき 2 つの自然環境ゾーンのつなぎ目に位置しており、三浦半島から多摩丘陵に続く首都圏レベルの緑の骨格軸を形成し、広域的な都市環境負荷の調節に重要な役割を果たしていると評価されています。ここでは、都市環境負荷に対する緑を、水環境保全機能（地下浸透能・貯水能）の視点で評価されています。

■ 図 I. 2. 14 地下浸透能の原単位



出典：林試研報 274 (1975 年)、首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン資料集 (平成 16 年 3 月国土交通省国土計画局) を参考に作成

■ 木陰のある道



緑陰は強い日差しを和らげ、都市に過ごしやすい空間をつくります。

## ■緑の配置に対する基本的考え方

- 鎌倉市の都市環境を穏やかなものにしていく丘陵の緑と海の重要性を考慮し、骨格的な丘陵の樹林地・三大緑地と海岸線及びその周辺の緑を保全します。
- 首都圏での広域的な都市環境負荷の調節機能にも寄与している、鎌倉市の骨格的な緑を保全します。
- 海風の影響が少ない大船地域・深沢地域の市街地を対象に、河川の周辺地域において風の道となる緑の軸を形成します。

## ■緑の配置の方針

- 丘陵及び三大緑地の緑の確保
  - ・丘陵の主尾根を構成する衣張山・大平山・源氏山などの樹林地や、この主軸から枝状にのびる大町・紅葉ヶ谷・岩瀬・六国見山・台峯・常盤山・鎌倉山・広町・手広などの樹林地を、都市環境負荷の調節機能を有する緑として保全します。
- 海岸線の緑の確保
  - ・材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然環境を、丘陵に対応する海岸線の骨格緑地として一体的に保全するとともに、海辺のオープンスペースを確保します。
- 風の道<sup>※1</sup>の形成
  - ・市街地を流れる柏尾川・滑川・神戸川・砂押川・新川・小袋谷川の主要河川の周辺地域や、若宮大路・その他主要道路の周辺地域を対象とした風の道を形成します。
  - ・飛び石状に樹林地が分布する市街地などを対象に緑の多い住宅地を創造し、樹林地と一体となって風の道の機能を果たす緑のネットワークの軸を形成します。
  - ・深沢地域においては、新しいまちづくり計画に合わせた緑のネットワークの軸づくりを進めます。

## ■近郊緑地保全区域の緑（十二所周辺）



円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は首都圏での広域的な都市環境負荷の調節機能にも寄与しています。

## ■保全・創造の方針

- 鎌倉市の骨格的な緑は、首都圏での広域的な都市環境負荷調節にも機能していることから、国・県とも連携してその保全を図ります。
- 樹林地の適正管理や緑の軸の形成
  - ・丘陵地については、緑の連続性を確保するとともに、適正な管理を行って樹林地の荒廃を防ぐことにより、環境負荷調節機能を維持します。
  - ・市街地における風の道の形成にあたっては、緑の軸の機能を高めるため、周辺の緑を保全し関係する公共施設や民有地の緑化を進めます。

<sup>※1</sup> 「風の道」とは、都市気象の緩和を目的として設けられる風の通り道をいいます。市街地の後背地に広がる樹林地などの保全、市街地内の既存樹林の保全・都市公園などの整備、河川や道路の周辺地域での植栽などにより、都市内に新鮮で冷涼な風の流れをつくりだす手法です。

■風の道（滑川）



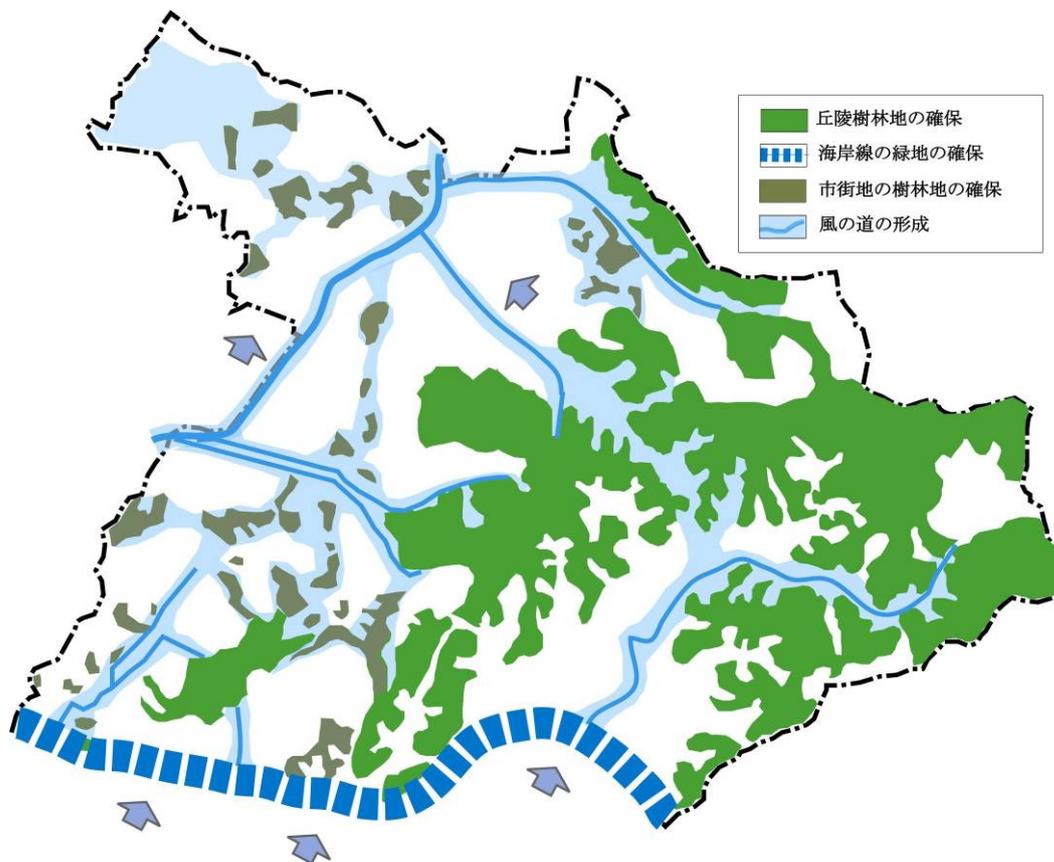
■海と丘陵の緑



骨格的な緑と海は、鎌倉市の都市環境を穏やかなものにして  
ています。

柏尾川、滑川、神戸川などの主要河川や主要  
道路の周辺地域は風の道を形成します。

■図 I. 2. 16 都市環境負荷を和らげる緑のネットワーク



## (6) 安全を高める緑

土砂災害や大規模な地震に伴う市街地火災などの防止・緩和につながる緑を適正に保全・創造し、都市の安全性を高める緑のネットワークの形成を図ります。

### ■現況と評価

#### ○災害の防止・緩和に向けた取り組みの必要性

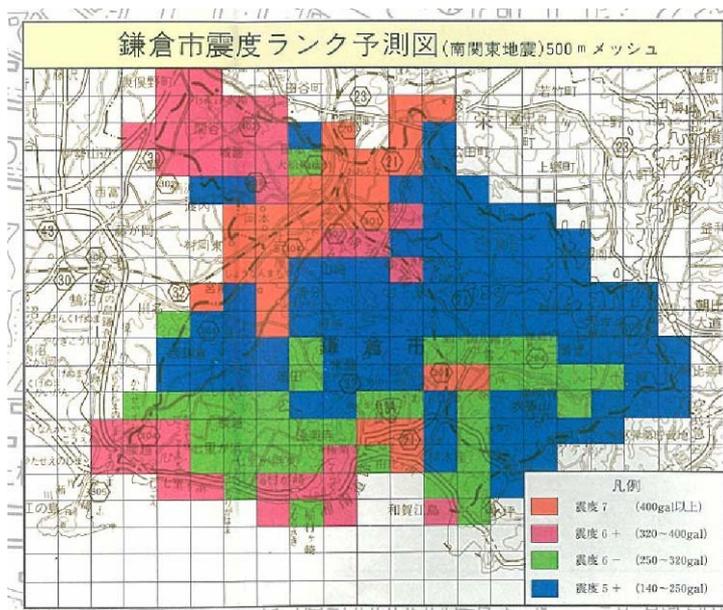
- ・鎌倉市は、丘陵に谷戸が複雑に入り込む地形構造や風化しやすいシルト岩の地質を持つことから、鎌倉地域を中心に土砂災害の危険性を持つ場所が数多く分布しており、平成 16 年 10 月には台風 22 号の影響により市内の 364 箇所で崖崩れが発生しました。日常生活空間に隣接した斜面樹林地では、このような災害を未然に防ぐことが重要であり、安全で安心な生活環境と市民の生活を守るため、擁壁などの崩壊対策施設の設置が必要なものも多くあります。
- ・生活様式の変化などによって丘陵樹林地の伐採・再生という里山の循環システムが失われ、また表土の薄い所に樹林が形成され、適正な管理がされなくなったことから、災害を引き起こす可能性があります。
- ・南関東地震での鎌倉市震度ランク予想図では、大船地域・腰越地域を中心に震度 7 及び 6+ が予想される区域が広がっています。

#### ○市街地を分節する緑の存在

- ・鎌倉市では、市街地を取り巻く丘陵樹林地の緑や柏尾川のオープンスペースが市街地を分節し、火災の延焼を防ぐ防災緑地帯としての機能を果たしています。

#### ○災害時の避難場所などの指定

- ・鎌倉市では、地震発生時の住民避難の場所となる 19 箇所の広域避難場所や、35 箇所の被災者収容施設（内ミニ防災拠点 24 箇所）を設けています。（平成 18 年 3 月）



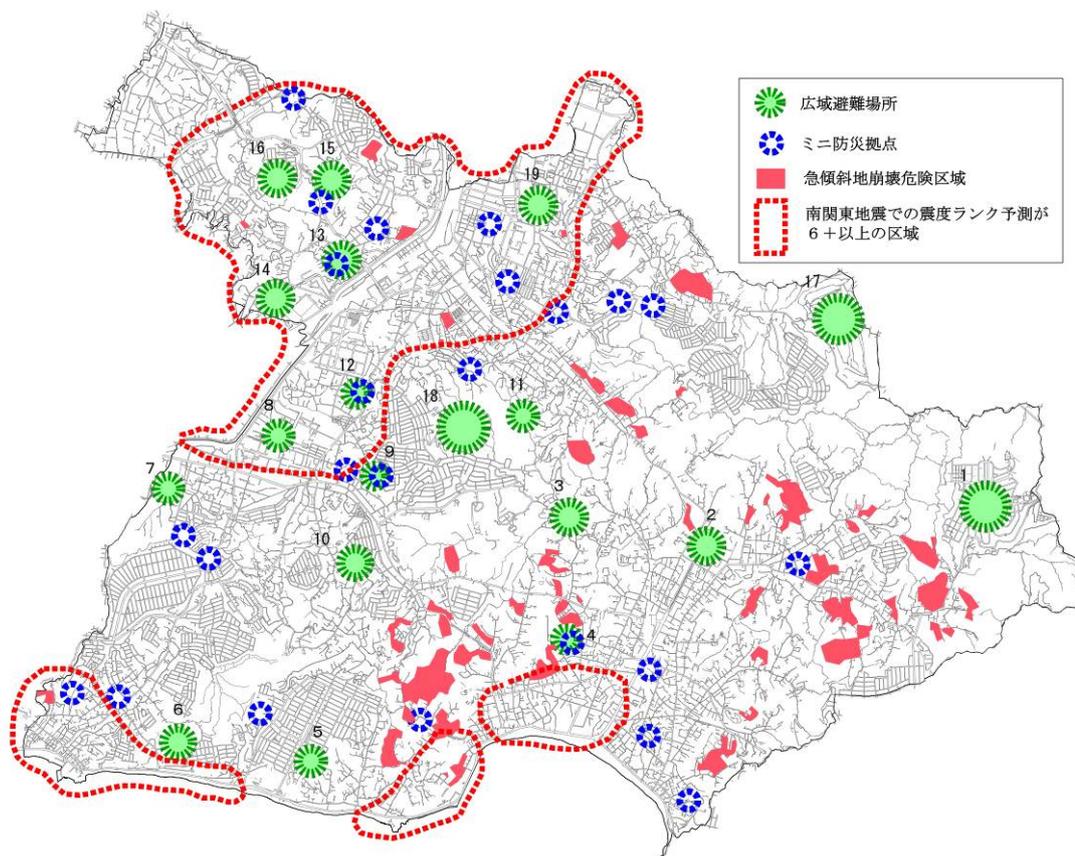
■ 図 I . 2. 17 南関東地震での鎌倉市の震度ランク予想図

出典：鎌倉市防災マップ

## ○緑の評価

- ・災害危険度の高い市街地との位置関係や、地域防災計画での避難場所としての位置付けなどを踏まえて、都市の安全性を高める緑を評価する必要があります。
- ・火災の延焼防止に関しては、緑の骨格を形成する丘陵樹林地や三大緑地、市街化調整区域の農地などの市街地を分節する緑、防災帯としての機能を持つ柏尾川・滑川などの主要河川、若宮大路の緑などが防災機能から見て重要です。
- ・過去の大地震に伴う火災事例では、市街地内の街区公園・近隣公園などが延焼を防止させた実績があり、こうした緑も防災機能から見て大切です。
- ・災害時の避難に関しては、地域防災計画で広域避難場所<sup>※1</sup>やミニ防災拠点に位置付けられている施設とその周囲の緑が避難者の安全を確保する上から重要です。
- ・生物多様性の確保の上で評価される緑地では、土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流）と重複する状況もあり、安全性を高める緑の評価では、全て適正な管理が行われることが前提となります。

■図 I. 2. 18 災害発生危険要素の分布や避難場所の指定の状況（平成 18 年 3 月）



（広域避難場所）

1. 鎌倉霊園
2. 鶴岡八幡宮・横浜国大付属鎌倉小中学校
3. 源氏山公園・葛原岡神社
4. 御成中学校
5. 七里ガ浜ゴルフ場
6. 県立鎌倉高校
7. 東レ基礎研究所
8. 鎌倉総合車両センター大船球場
9. 深沢中学校
10. 笛田公園
11. 北鎌倉女子学園グラウンド
12. 富士塚小学校
13. 玉縄中学校・県立フラワーセンター大船植物園
14. 武田薬品工業グラウンド
15. 清泉女学院
16. 栄光学園
17. 鎌倉カントリークラブ
18. 鎌倉中央公園
19. 鎌倉女子大学大船キャンパス

<sup>※1</sup> 広域避難場所は、地震発生後に大火災が発生した場合、煙や輻射熱から市民の生命を守るために指定している場所です。また、ミニ防災拠点は、地震により住居に被害を受けた市民や帰宅手段を失った観光客などが一時的に避難生活を送るために指定している場所です。

### ■緑の配置に対する基本的考え方

- 市街地を分節し、火災の延焼を防止する緑地帯を保全します。
- 市街地の緑化を推進して延焼防止機能を高めます。
- 災害時の効率的な住民避難に向けた緑とオープンスペースのネットワークを形成します。
- 土砂災害防止の観点から、丘陵樹林地全体の適正な保全と維持管理を進めます。

### ■緑の配置の方針

- 延焼防止機能を持つ緑の確保
  - ・市街地を分節し、火災の延焼を防止する機能を持つ丘陵樹林地の骨格的な緑を確保します。
  - ・若宮大路や市街地内の道路・河川を軸にした、延焼防止に役立つ緑地帯を形成します。
  - ・骨格的な緑や道路・河川とつながる部分の市街地緑化を誘導し、延焼防止機能を有する緑豊かな市街地を形成します。
- 災害時の避難場所となる緑・オープンスペースの確保
  - ・計画的な公園の配置により、広域避難場所を中心とする公園・学校校庭・社寺境内地などの緑・オープンスペースで構成する、住民避難地のネットワークを形成します。
  - ・鎌倉駅周辺の古都中心市街地や、新しいまちづくりが進められる深沢地域国鉄跡地周辺、及び都市機能が集積する大船駅周辺の防災機能を高めるため、再開発に合わせて避難場所となる緑・オープンスペースを計画的に配置します。

### ■保全・創造の方針

- 丘陵樹林地の保全と適正管理
  - ・丘陵樹林地の延焼防止機能を維持するため、緑の連続性の確保に努めます。
  - ・鎌倉地域を中心に広がる、土砂崩壊の危険性をもつ丘陵の斜面樹林地を保全し、適正に管理します。
  - ・土砂崩壊の危険性を持つ樹林地については、直根性の樹種を配植するなどして防災機能を高めます。
  - ・根が浅く災害に弱いスギ・ヒノキの植林地については、二次林への転換をも視野に入れて、植生を保全します。
- 避難場所などの緑化
  - ・広域避難場所やミニ防災拠点として指定されている場所に対して、防火機能の高い常緑樹を主体とした緑化を推進します。
  - ・道路・河川を軸とする延焼防止帯の形成では、河川及び道路の周辺地域の緑化を誘導し、厚みのある緑地帯を形成します。



■広域避難場所（富士塚小学校）

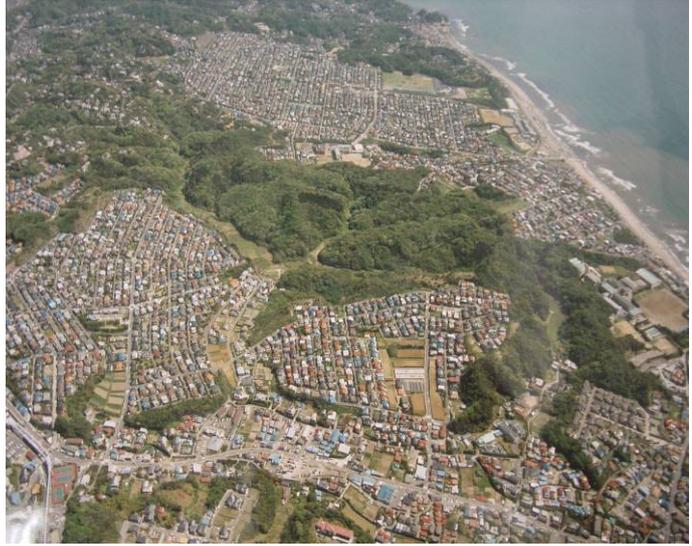
広域避難場所など、災害時の避難場所となる緑・オープンスペースのネットワークを形成することが必要です。

■丘陵樹林地の保全



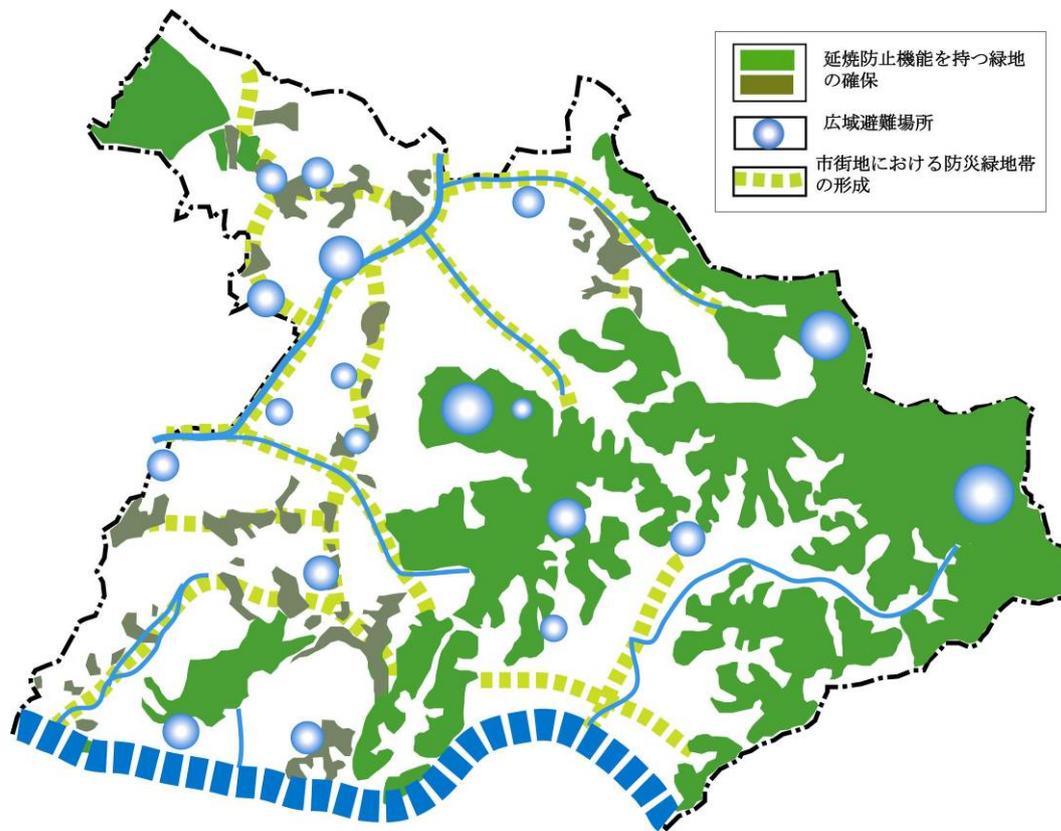
台風により、巨木化した樹木とともに斜面地が崩壊しました。

■防災機能を高める緑地帯



市街地を分節する緑は、火災の延焼を防止します。

■図 I . 2. 19 安全性を高める緑のネットワーク



## 4. 配置の方針

### (1) 緑の将来都市像

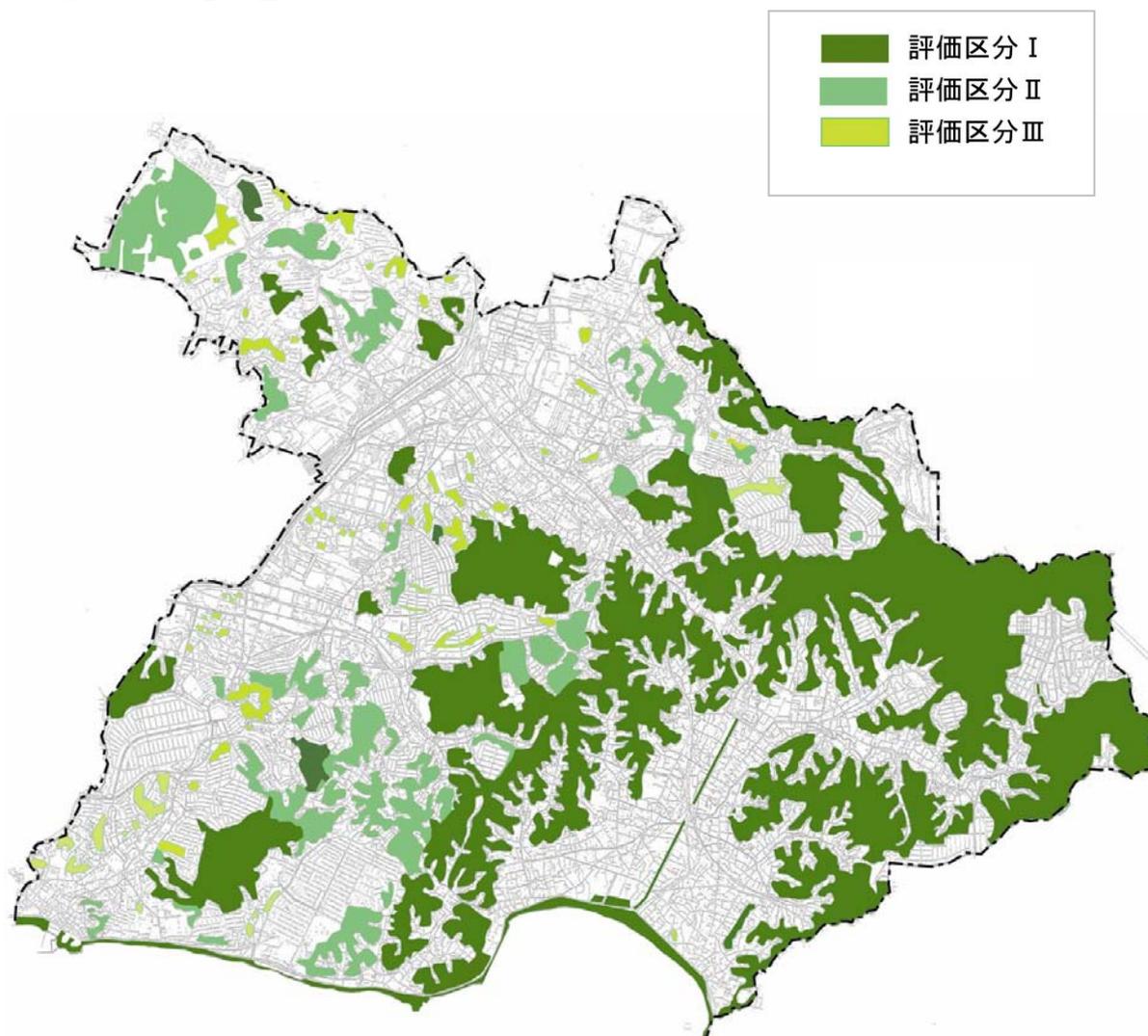
緑の機能別に行った評価を基に緑地の保全評価を行い、これを踏まえた、緑の将来都市像を総合的な見地から定めました。

#### 1) 緑地の保全評価

○緑の配置の方針を示すにあたり、その前段として緑地の機能別評価を行い、それを基にして緑地の保全評価を行っています。

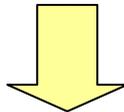
○この評価では、平成8年の緑の基本計画における5つの評価軸を基本に、新たに「生物多様性の確保（生き物を育む緑）の機能」を加えた6項目で評価を行っています。

■図 I.2.20 緑地の保全評価



■表 I.2.3 緑地の機能別評価

| 評価軸          | 評価ランク A   | 評価ランク B                             | 評価ランク C                                 |
|--------------|---|-------------------------------------|---|
|              | 機能から見て特に重要な役割・機能を持つ緑  | 評価ランク A に準じた役割・機能を持つ緑               | 機能から見て一定の役割・機能を持つ緑                      |
| 歴史文化を守る緑     | 古都鎌倉の枢要部を構成する緑  | A 以外の歴史文化遺産と深い関わりを持つ緑               | その他の緑                                   |
| 生き物を育む緑      | 生物の生息生育環境の拠点となる面的ビオトープを構成する緑  | A と結びついてビオトープの回廊をつくる緑               | A B の緑の機能を支える緑                          |
| 環境負荷を和らげる緑   | 都市の水循環やヒートアイランド化の防止など、環境への負荷の少ない循環型の都市形成に中心的役割を果たす緑の骨格軸を形成する緑               | A と結びついて環境負荷の低減に大きな役割を果たす緑の支軸を形成する緑 | A B の緑の機能を支える身近な緑                       |
| 美しい景観をつくる緑   | 鎌倉らしさを特色付ける自然的・歴史的景観資源<br>主要地点からの市街地の背景として眺められる丘陵の自然的景観                     | A 以外の地域を特色付ける景観資源や市街地の緑             | 地域住民に季節感や潤いを与える市街地内の身近な緑                |
|              | 都市景観上のシンボルや景観ポイントとなる緑地  | A 以外の周辺市街地から眺められる緑地や車窓景観を構成する緑地     |   |
| 交流とふれあいを広げる緑 | レクリエーション施設として制度的に担保されている緑   | レクリエーション資源を有する緑・オープンスペース            | その他の緑                                   |
| 安全を高める緑      | 大規模地震の発生時において市街地を大きく分節し、火災の延焼防止に資する緑地<br>市民の避難や復旧・復興の場として中心的役割を果たす、まとまりある緑地 | A に準じた機能を有する緑                       | 小規模な火災の延焼防止や一時的な避難の場としての機能を持つ生活空間の身近な緑地 |
|              | 大規模な土砂崩壊の防止や津波被害の防止機能を持つ緑地  | A に準じた土砂崩壊の防止に資する機能を備えた緑地           | その他の緑                                   |



■表 I.2.4 緑地の保全評価

| 緑地の評価区分 (総合評価) ※1 | 評価区分 I                       | 評価区分 II       | 評価区分 III   |
|-------------------|------------------------------|---------------|------------|
| 内容                | 広域レベル・都市レベルで重要な緑及び貴重な資源を有する緑 | 地域レベルで重要な緑    | 地区レベルで重要な緑 |
| 評価ランクとの基本的な関係     | A を 1 つ以上持つ緑地                | B を 1 つ以上持つ緑地 | C のみを持つ緑地  |

※1 総合評価での 3 段階の評価区分や、機能別評価から総合評価に至る考え方は、平成 8 年の緑の基本計画と同様です。

## 2) 緑の将来都市像

### ○鎌倉市の都市環境の基盤をなす丘陵樹林地・海岸線・谷戸の緑の保全

- ・生物多様性の確保・都市環境負荷調節・都市景観形成・防災の面で複合的な役割を果たす、市街地背後の丘陵樹林地、海岸線及び台峯・鎌倉広町緑地などのまとまりのある谷戸の自然環境を、鎌倉市の都市環境の基盤をなす骨格の緑として一体的に保全します。
- ・この丘陵樹林地・海岸線・谷戸に分布する貴重動植物種の生息生育環境を保全するとともに、自然環境の全体的な改善を図り緑の質を高めます。

### ○歴史的遺産と融合した緑の保全・活用

- ・古都の歴史的風土の枢要部を中心として、古代から近世に至る豊かな歴史文化遺産と融合した緑を保全するとともに、一部を歴史とのふれあいの場として活用します。

### ○地域の緑の保全・創造

- ・市域には、市街地背後の丘陵樹林地や海岸線以外にも、鎌倉市の都市景観形成や都市環境負荷の調節、防災等に寄与する樹林地・農地・公園、河川の多様な緑の資源が存在します。
- ・これらの資源と一体となった緑を計画的に保全・整備するとともに、新たな緑を創造します。

### ○市街地の緑のネットワーク軸の形成

- ・市街地内に、主要な河川・道路と飛び石状に分布する樹林地を中心とした、生物多様性の確保・都市景観形成・都市環境負荷調節・防災などの多様な機能を有する緑のネットワークの軸を形成します。

### ○緑の市街地の形成

- ・河川・道路・樹林地に沿って市街地の緑化を進め、緑のネットワークの軸を支え、生物多様性の確保・都市景観形成・都市環境負荷調節・防災などの多様な機能を高める緑の市街地を形成します。

### ○都市公園などの整備・充実

- ・歩いて行ける範囲内での公園の適正配置に向けて、住区基幹公園<sup>※1</sup>を中心とする交流の場を整備します。
- ・鎌倉市の歴史文化や自然とのふれあいの場となる都市公園の整備や緑の活用を図ることにより、楽しく歩ける道ともつながるレクリエーション活動の場となる緑のネットワーク形成を進めます。

### ○まちづくり計画等に合わせた緑の計画的な配置

- ・深沢地域国鉄跡地周辺や大船駅周辺については、まちづくり計画などに沿って緑のネットワークを形成する都市公園や緑・オープンスペースを計画的に配置します。
- ・鎌倉駅周辺については、まちづくり構想に沿って古都鎌倉を象徴する段葛の保全に努めるとともに、快適な歩行空間等の整備を進めます。

### ■都市環境の保全



骨格的な緑地の保全とともに市街地の緑化を推進します。

<sup>※1</sup> 「住区基幹公園」は、主として街区内の居住者の利用に供する「街区公園」、近隣の居住者の利用に供する「近隣公園」、徒歩圏内の居住者の利用に供する「地区公園」からなります。

■ 図 I . 2 . 21 緑の将来都市像



## (2) 緑の配置の方針

緑の将来都市像を緑の基本計画実現の施策方針につなげるために、その緑の配置の方針を「緑地保全の計画」、「都市公園等整備の計画」、「緑化推進の計画」に分けて決めました。

### 1) 緑地保全の計画

#### ■保全評価Ⅰの緑地

##### ○まとまりのある丘陵樹林地〔①〕<sup>※1</sup>

- ・市街化調整区域に広がる丘陵樹林地を一体的に確保し、世界的遺産である古都の歴史的風土と豊かな自然環境を保全します。
- ・樹林地の保全にあたっては、歴史的風土保存計画<sup>※2</sup>・近郊緑地保全計画<sup>※3</sup>に基づく保全管理や、植生に応じた適正な管理を行うことで、歴史的風土保存・生物多様性の確保・都市景観形成などの機能を維持します。
- ・既存のハイキングコース沿いや眺望地点・水辺地・歴史文化遺産の一部などを、歴史文化や自然とのふれあいの場として有効に活用します。

##### ○海岸線〔②〕

- ・市街地の前面に広がる、材木座海岸から腰越海岸までの美しい海岸線の自然を、鎌倉市を特色付ける重要な景観資源として保全します。
- ・多様な生物が生息する、海岸線の砂浜から潮間帯にかけての自然環境を保全・活用します。

##### ○三大緑地〔③〕

- ・市街化区域に残る三大緑地を、生物多様性の確保・都市景観形成・都市環境負荷の調整・防災などの機能を複合的に持つ、都市環境の基盤をなす緑として保全します。
- ・鎌倉広町緑地の緑は、良好な自然環境を保全します。
- ・常盤山特別緑地保全地区の緑は、隣接する歴史的風土特別保存地区、野村総合研究所跡地などとのつながりを十分考慮しつつ、自然とのふれあいの場として有効に活用します。
- ・台峯地区の緑は、特に谷戸の自然環境の保全に配慮するとともに、自然とのふれあいの場としての保全・活用を図ります。



#### ■三大緑地の保全（台峯地区）

生物多様性の確保・都市景観形成・都市環境負荷の調整などの機能を複合的に持つ、都市環境の基盤をなす緑として保全・活用します。

<sup>※1</sup> [ ] は「緑地保全の計画」に示す緑地などの番号です。(位置を示せない項目もあります)

<sup>※2</sup> 「歴史的風土保存計画」は、古都保存法第5条に基づいて定める計画で、保存区域における行為の規制、保存に関連して必要とされる施設の整備、特別保存地区指定の基準、土地の買入れ等に関する事項を定めることとなっています。

<sup>※3</sup> 「近郊緑地保全計画」は、首都圏近郊緑地保全法第4条に基づいて定める計画で、保全区域内における行為の規制、保全に関連して必要とされる施設の整備、近郊緑地特別保全地区指定の基準、土地の買入れ等に関する事項を定めることとなっています。

○市街地内の拠点的な樹林地〔④〕

- ・市街地内に島状に分布する天神山・観音山・岡本地区・手広地区などの樹林地を、鎌倉市を特色づける重要な歴史文化遺産と結びつけた緑、景観資源、ビオトープ・ネットワークの拠点の緑として保全します。

■保全評価Ⅱの緑

○飛び石状に分布する樹林地〔⑤〕

- ・鎌倉山地区・七里ガ浜地区の海岸線沿い・梶原地区・大船地区などに見られる、飛び石状に残る樹林地を計画的に保全し、全市的なビオトープ・ネットワークの形成や市街地内での緑の景観軸の形成、風の道の形成、防災緑地の形成などにいかします。
- ・一部については、身近な自然とのふれあいの場として活用します。

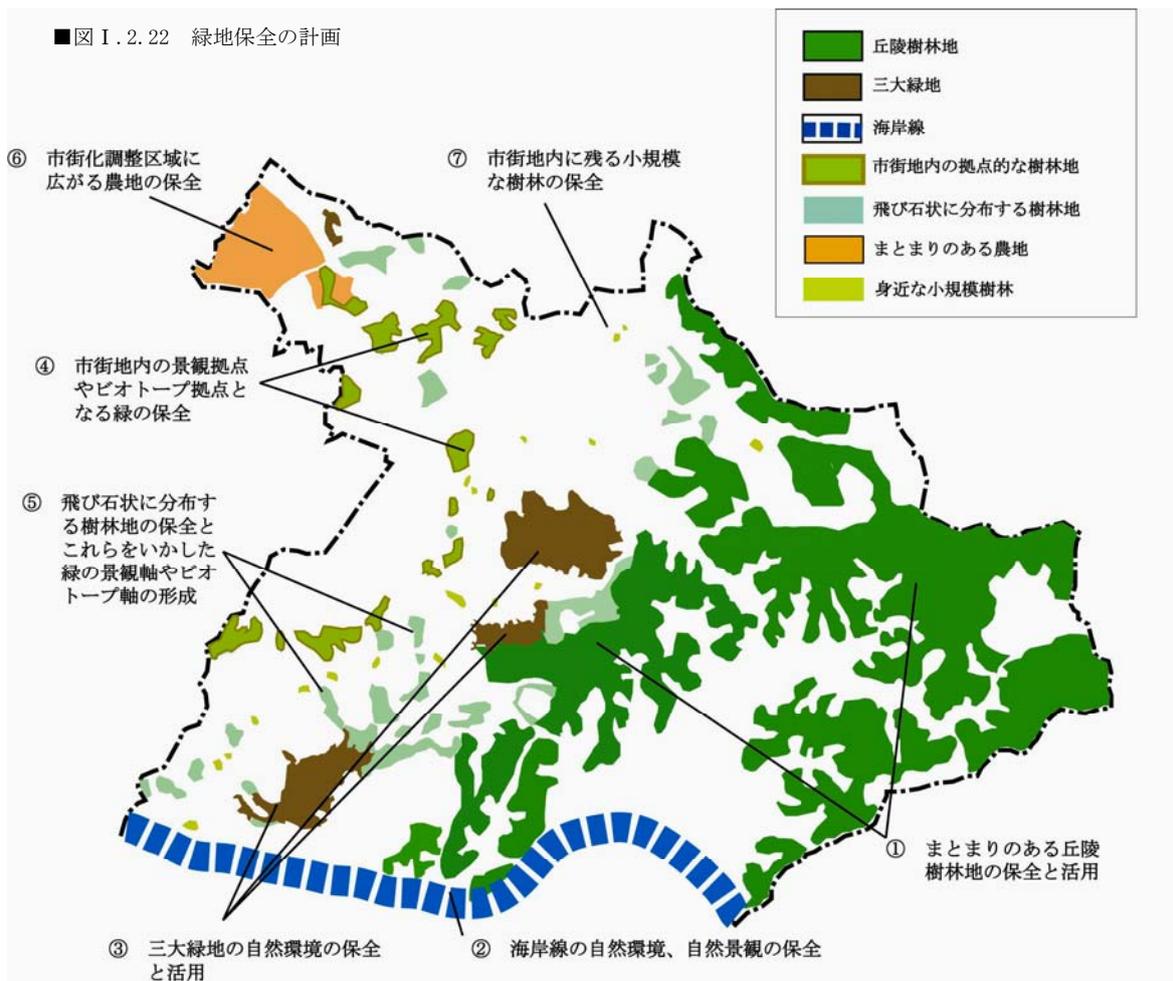
○市街化調整区域の農地〔⑥〕

- ・関谷地区に広がる市街化調整区域の農地については、生産機能を維持するとともに、まとまりのある良好な田園景観を保全します。

■保全評価Ⅲの緑

○市街地内の小規模樹林等〔⑦〕

- ・緑豊かな市街地環境の形成につながる生活の緑として、まちづくり計画や景観計画と連携しつつ保全を誘導します。



## 2) 都市公園等整備の計画

### ■身近な都市公園等の整備や学校校庭・社寺境内地などの活用

- 街区公園・学校校庭・社寺境内地などの緑・オープンスペースを有効に活用し、歩いて行ける身近な場所での交流の場や遊びの場を、土地利用や地域の性格に合わせて計画的に配置・整備します。〔①〕<sup>※1</sup>
- 街区公園については、地域住民と行政との連携による公園づくりや管理を推進し、住民の幅広い利用に対応できる交流の場づくりを進めます。〔②〕
- 既存の児童遊園や青少年広場についても都市公園として位置付け、再整備を図ります。〔②〕
- 深沢地域国鉄跡地周辺や大船駅周辺については、まちづくり計画に合わせた都市公園の配置・整備を行います。〔③〕
- 近隣公園や地区公園の整備に努めます。

### ■歴史文化や自然とのふれあいの場、交流の拠点となる都市公園の整備

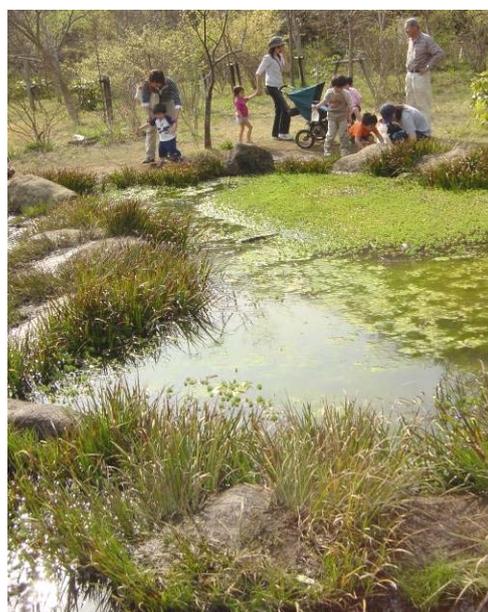
- 重要な歴史文化遺産である永福寺跡・北条氏常盤亭跡を歴史文化とのふれあいが楽しめる都市公園として整備します。〔④〕
- 日本のトラスト運動の発祥地である御谷の緑を、その歴史を学ぶことができる都市公園として整備します。〔④〕
- 明月荘・旧華頂宮邸・旧川喜多邸などの緑を、都市公園として建造物と美しい庭園を一体的に整備し、その歴史的環境を保全します。〔④〕
- 現在整備中の夫婦池公園・六国見山森林公園に加え、谷戸・水辺地・眺望地などの資源を有する腰越2号緑地を、自然とのふれあいが楽しめる都市公園として整備します。〔⑤〕
- 鎌倉広町緑地を、谷戸の自然環境をいかし、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置した都市林<sup>※2</sup>として整備します。〔⑤〕

■都市公園の整備（源氏山公園）



歴史文化や自然とのふれあいの場、交流の拠点となる都市公園を整備して、都市に彩を与えます。

■浄明寺緑地のピオトープ池



水辺地・眺望地などの資源を大切にして、自然とのふれあいの場を整備します。

<sup>※1</sup> [ ] は「都市公園等整備の計画」に示す緑地などの番号です。(位置を示せない項目もあります)

<sup>※2</sup> 「都市林」は、主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園で、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として整備するものです。

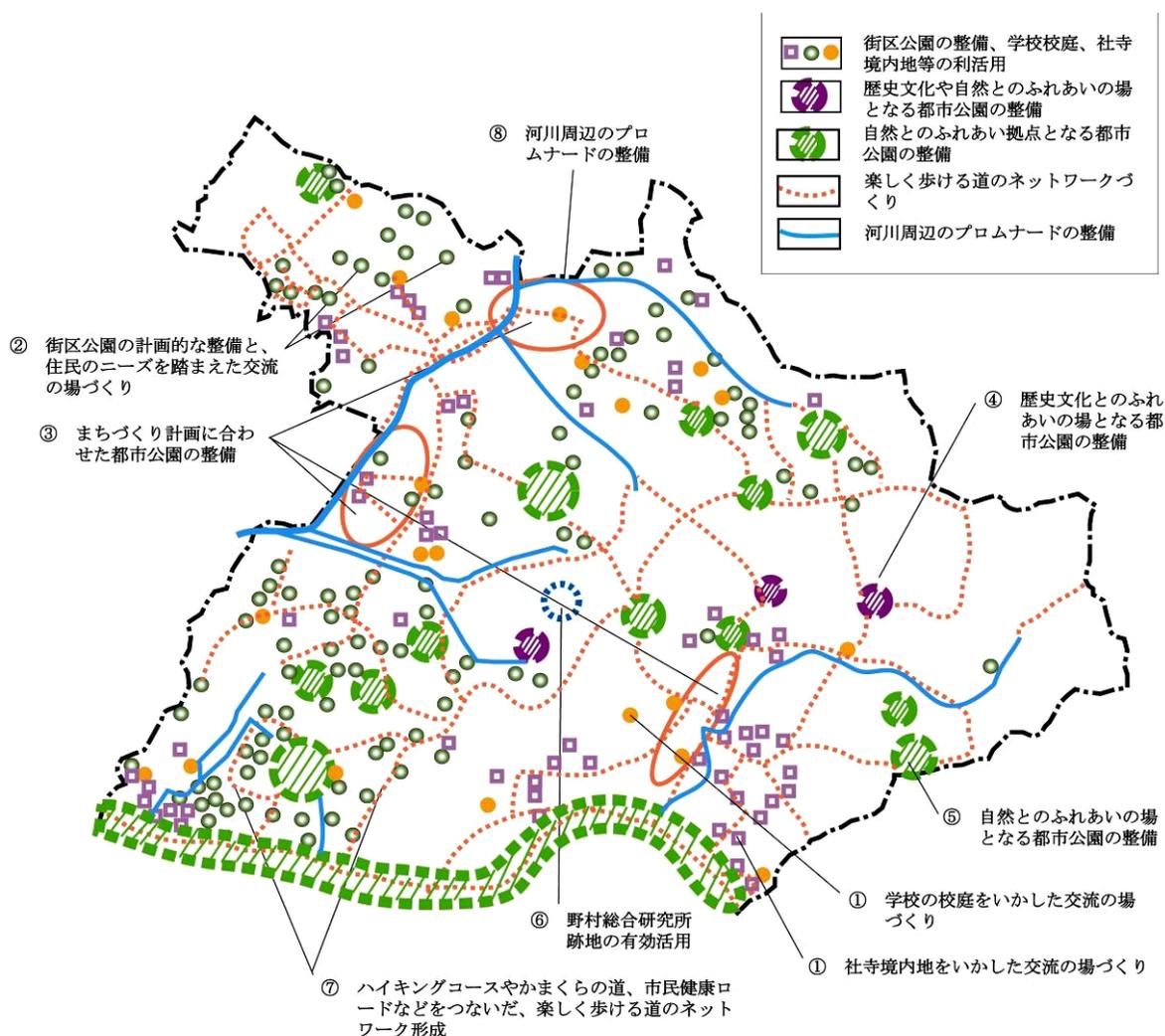
■その他の緑地・オープンスペースの整備・活用

- 野村総合研究所跡地の緑地部分は、市が管理する緑地として管理・整備を行い有効に活用します。〔⑥〕
- 市街地内の開発事業でのまちづくり空地の整備を誘導します。

■楽しく歩ける道のネットワークづくり

- 既設のハイキングコースやかまぐらの道<sup>※1</sup>、市民健康ロード<sup>※2</sup>などをつなぎ、楽しく歩ける道のネットワーク形成を図ります。〔⑦〕
- 緑のネットワーク形成の一環として、市域を流れる河川周辺のプロムナード整備を進めます。〔⑧〕

■図 I. 2. 23 都市公園等整備の計画



※1 「かまぐらの道」は、鎌倉市の歴史文化や自然とのふれあいを目的として設定した散策コースで、「長谷への文学散歩コース」など 11 コースを設定しています。

※2 「市民健康ロード」は、鎌倉市第三次総合計画に基づき、市民の健康づくりと自然や歴史的遺産とのふれあいを通しての豊かな人づくりを目的として、平成 11 年に計画したもので、5 つのコース（延長 38.1 km）を設定しています。（一部、計画段階のものもあります。）

### 3) 緑化推進の計画

#### ■公共施設の緑化

- 緑豊かな市街地環境の形成に向けて、生物多様性の確保・都市景観形成・防災などの機能を高める緑化を推進します。〔①〕<sup>※1</sup>
- 学校・公園・河川でのビオトープを創造し、市街地における点的・線的なビオトープを増やします。〔②〕
- 学校校庭の緑化を進め、地域の交流の場にふさわしい環境を創造します。〔②〕
- 都市公園については、それぞれが良好な都市景観資源となるよう、美しい空間づくりに努めます。〔②〕
- 柏尾川・滑川などの主要河川の周辺地域や若宮大路及びその他の主要道路の周辺地域を対象に、市街地内での緑の景観軸や延焼遮断帯、風の道の形成につながる緑化を推進します。〔③〕
- 広域避難場所やミニ防災拠点に指定されている公共施設については、防火機能の向上に配慮した緑化を行います。〔④〕

#### ■民有地

- 土地利用やまちの性格に応じた緑化を誘導し、市街地全体の緑の増大を図ります。①
- 公園・河川・主要道路・学校などの公共施設や民有地の既存樹林と接する市街地の緑化を誘導し、緑の連続性を高めて、生物多様性の確保や景観、防災などの機能を有する緑のネットワーク形成につなげます。〔③〕
- 丘陵地や谷戸の住宅地では、現状の緑の環境を維持するとともに、必要に応じて周囲の自然景観との調和に配慮した緑化を誘導します。〔⑤〕
- 鎌倉駅周辺の古都中心市街地、深沢地域国鉄跡地周辺及び大船駅周辺については、まちづくり計画に合わせた緑化を推進し、新しい鎌倉市の顔にふさわしい市街地景観を創造します。〔⑥〕
- 緑の乏しい住宅地や工業地では、接道部を中心とした緑化を誘導し、まち並みの緑の連続性を高めます。〔⑥〕



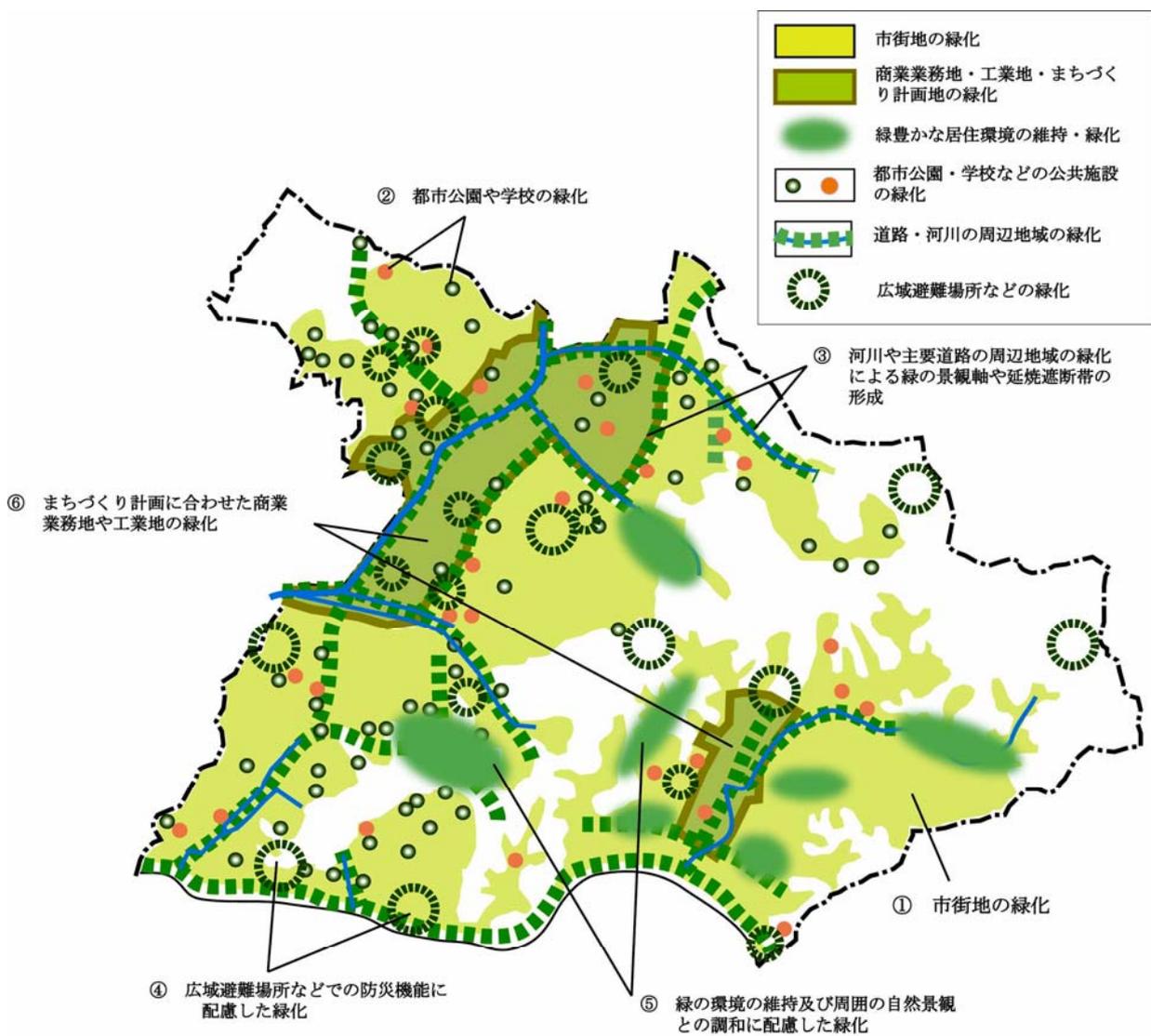
#### ■道路の緑化

緑化の推進により、緑豊かな市街地環境と緑のネットワークの形成を図ります。

<sup>※1</sup> [ ] は「緑化推進の計画」に示す緑地などの番号です。(位置を示せない項目もあります)

- 景観形成上重要な地区、土地利用移転等に合わせた景観整備が求められる地区などに対しては、鎌倉市景観計画<sup>\*1</sup>に沿った緑化を推進します。〔⑥〕
- 緑化スペースの得られない建物敷地では、建築物の壁面や屋上の緑化を誘導します。〔⑥〕
- 商業・業務地や工業地では、駐車場の緑化を誘導します。〔⑥〕

■ 図 I. 2. 24 緑化推進の計画



<sup>\*1</sup> 「景観計画」は、平成 16 年 6 月に公布された景観法に基づいて策定される景観に関する総合的な計画です。「鎌倉市景観計画」は策定中です。

